

第4章

柱立て・施策別の具体的な取組

第4章では、子ども・若者計画で取り組むことを
施策別に現状と課題、施策の方向性、指標などで
整理しています。

【施策ページの見方】

■柱
①子ども・若者支援、②子育て家庭支援、③地域理解と活動の3つの柱で13の施策を整理しています。

■施策
基本理念を達成するために行う具体的な取組を記載しています。

■目指す姿
施策が進むことで達成する「良い状態・望ましい状態」を記載しています。

■現状
本計画策定期（令和7年度）の施策に関する主な状況を記載しています。

■課題
改善すべき課題や問題点等を記載しています。

■SDGsアイコン
17のSDGsのゴールのうち、施策に関連する主なもの表示しています。

柱1 すべての子ども・若者の生き抜く力を育む
施策 1-3 居場所と体験の充実

目指す姿
安心できる居場所や様々な体験を通じて、自己肯定感が高まっている。



現状	課題
子ども・若者の居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> ① 区の補助制度を活用し、子ども食堂や居場所事業など信頼できる大人が関わり、子どもが安心して過ごせる環境が広がってきている。 ② 区内に14か所ある学習センターにおいて、子ども・若者が自由に利用できるフリースペースを常設している。 ③ アダチ若者会議において若者の居場所に関する意見が多くあり、団心地の良さ、人とのつながりなどといったニーズがあることがわかった。 	<p>ア 居場所は、支援する側(大人)と利用者(子ども・若者)が求めているものとのギャップが生じやすいため、当事者の意見を聞く必要がある。</p> <p>イ アダチ若者会議では、区有施設で自由に利用できる居場所(フリースペース)があることを知らない若者がいるという意見があった。</p>
自己肯定感を育む経験・体験機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 「足立区学力定着に関する総合調査」で「自分には良いところがある」と回答した児童・生徒の割合は毎年増加しており、自己肯定感の向上が見られる。 ② 子どもの健康・生活実態調査において、地域活動等の体験が逆境を乗り越える力(レジリエンス)を高める可能性があることがわかり、経験や体験を積む多様な機会を提供している。 	<p>ア 家庭の事情などにより子どもの体験格差が生じないよう、参加しやすい様々な体験機会を創出していく必要がある。</p> <p>イ 自分に自信を持てない子どもも一定数おり、日常生活や学習の中で自分の良さや努力を実感できる機会をさらに充実していく。</p>
将来の夢につながる機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ① 足立区学力定着に関する総合調査で「将来の夢や目標を持っている」と肯定的な回答をした割合は、小学校で88.0%、中学校で71.1%となっている。 ② 長期休業中の体験格差をなくすために、夏休み期間中の将来の夢につながる体験講座などの無料化に取り組んでいる。 	<p>ア 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア教育が必要である。</p> <p>イ 子どもたちの選択肢を増やすため、夏の無料化以外にも体験の幅を増やす工夫が必要である。</p>

■主な施策指標

この施策の成果を図るために主な指標です。

※原則として、現状値は令和6年度、目標値は令和12年度とします。
※調査の実施時期などにより、年度が前後する場合があります。
※令和7年度現在、データのないものは（新規指標）と表示しています。
※目標値が現状値と同じ値は「現状維持」と表示しています。
※他の計画で設定した目標値を現状値が上回っている指標は「〇〇%以上を維持」と表示しています。

主な施策指標 施策1-3に関する指標は71、75ページに掲載

	指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
1	家庭と学校以外に安心できる居場所があると答えた児童・生徒の割合	(新規指標)	60%
2	足立区学力定着に関する総合調査で「自分には良いところがあると思う」に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	小学生 78.7% 中学生 72.4%	小学生 78.9% 中学生 74.4%
3	足立区学力定着に関する総合調査で「将来の夢や目標がはっきりある」「なんとなくある」と肯定的な回答をした児童・生徒の割合	小学生 88.0% 中学生 71.1%	小学生 90.0% 中学生 73.0%

■施策の方向性
施策を進めるための具体的な行動や方針などを記載しています。

■関連する主な取組
施策に関連する主な事業や活動などを記載しています。

※令和8年度中に、予算を増やす取組や新しく始める取組については、それぞれ「拡充」「新規」と表示しています。

※第4章の「関連する主な取組」にも載せており、取組について、【再掲】と表示しています。

施策の方向性	関連する主な取組
<p>A 区有施設を引き続き有効活用するとともに、子ども・若者の利用につながる情報発信を行う。</p> <p>B 学校・家庭以外の「第3の居場所」となる、民間団体の活動や居場所を拡充していく。</p> <p>C アダチ若者会議等で、引き続き子ども・若者の声を聴きながら、多様なニーズに対応できる居場所の検討を進めしていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学童保育室、児童館、学習センター、住区センター ■ 放課後子ども教室 ■ 夏休み子どもの居場所事業 ■ 地域団体による子ども食堂の運営や居場所事業の運営支援
<p>A 家庭環境や経済状況に問わらず、多様な体験機会に参加できるよう、地域や企業等とも連携し体験プログラムの充実を図る。</p> <p>B 子ども・若者の自己肯定感やレジリエンスの向上につながる体験機会の創出に取り組んでいく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 夏休み期間中の体験講座等の無料化 ■ 夏休みものづくり体験・工場見学 ■ 文化芸術に触れる機会の創出【再掲】 ■ 大学連携事業 ■ ジュニアリーダー研修会 ■ プレイパーク事業 ■ 夏の遊び場確保事業【新規】
<p>A 家庭や地域との協創により、子どもたち一人ひとりが自己肯定感を高め、夢や希望を抱く契機となるような多様な体験機会の充実に努める。</p> <p>B 夢や希望の実現に向けて、キャリア教育支援事業や地域資源を活用した職場体験事業などを推進しながら、自立に向けた力を育む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ キャリア教育 ■ 区内企業などで職場体験 ■ 青少年育成団体の活動支援 ■ ワークわーく in Summer

施策 1-1 こころとからだの健やかな成長支援

目指す姿

望ましい生活習慣が身につき、
豊かなこころと健やかだからだが
育まれている。



	現 状	課 題
1	望ましい生活習慣の定着を図る <ul style="list-style-type: none"> ① 貧血・小児生活習慣病予防健診において「正常」または「管理不要」と判定された生徒の割合は、7～8割程度で推移している。 ② あだちっ子歯科健診などの取組により、むし歯がある年長児の割合は、平成27年度の37.8%から令和6年度の19.3%へ18.5ポイント改善している。 ③ 子どもの健全な発達を促進するため、主に年長児に向け、「早寝・早起き・朝ごはん」の取組を実施している。 	<p>ア ベジ・ファーストや食後の歯みがきなどの望ましい生活習慣の定着を推進する必要がある。</p> <p>イ 令和6年度のむし歯がない小学1年生の割合は、生活困難世帯では非生活困難世帯よりも9.6ポイント低く、差が生じている。</p> <p>ウ 令和6年度の4、5歳児向けの「生活・ベジタベアンケート」では、推奨される10～13時間の睡眠を確保できている子どもは約17%にとどまり、デジタル機器を日常的に利用する子どもも多い。</p>
2	豊かなこころを育む <ul style="list-style-type: none"> ① 教育活動全体を通じて自尊心や他者尊重、多様性への理解促進、人権意識の育成を進めている。令和6年度では、いじめはいけないこと認識する児童・生徒の割合は、東京都平均を上回っている。 ② 子どもの健康・生活実態調査では保護者に「困った時に相談できる相手がいる」場合、子どもの健康リスクが軽減することが明らかになっている。また、保護者が様々な人々と交流がある場合、子どものレジリエンスが高まる可能性がある。 	<p>ア 自分も相手も尊重する豊かな心、互いを認め合う心を育んでいく必要がある。</p> <p>イ 望ましい生活習慣が十分に定着していない子どもに対して、心の健康やレジリエンスを育む取組の拡充が必要である。</p> <p>ウ 町会・自治会の加入率が低下するなど、地域と保護者とのつながりが希薄化している傾向が見られる。</p>
3	健やかだからだを育む <ul style="list-style-type: none"> ① 「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」では、令和5年度における小学5年生、中学2年生の男女の体力は、中学生女子を除き東京都平均と同程度以上となっている。 ② 同調査で、毎日運動すると回答した小学1年生の割合は平成30年と比べて10ポイント以上増加している。 ③ 朝食の欠食や、夏休み中の食の確保が困難な子どもや若者を対象に、食の支援を行っている。 	<p>ア 「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」の結果、小・中学校ともに都平均を下回る種目があり、毎日60分以上運動する児童・生徒の割合も低い傾向がある。</p> <p>イ 経済的な事情やネグレクトなどにより家庭で安定して食事をとることが難しい子ども・若者に対する支援が必要である。</p>

	指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
1	貧血・小児生活習慣病予防健診で「正常」または「管理不要」と判定された生徒の割合	78.2%(中学2年男子) 72.4%(中学2年女子) (令和5年度)	81.0%(中学2年男子) 79.0%(中学2年女子) (令和11年度)
2	「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」に肯定的な回答をした小・中学生の割合	小学生 96.5% 中学生 95.7%	小学生100% 中学生100%
3	「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」で「運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツすることは好き」に肯定的な回答をした割合	86.6%	87%

	施策の方向性	関連する主な取組
A	食育事業の推進などを通じて、生活習慣病に関する正しい知識の習得や家庭での望ましい生活習慣づくりを進め、子どもの健やかな成長を支える。	<ul style="list-style-type: none"> ■ おいしい給食事業 ■ 幼稚園や学童保育室向け栄養教室 ■ 貧血・小児生活習慣病予防健診 ■ 高校生向け栄養教室 ■ 歯と口の健康習慣づくりの推進(6歳臼歯健康教室、あだちっ子歯科健診など) ■ 早寝・早起き・朝ごはんの啓発
B	食後の歯みがきを推進するとともに、生活困難世帯と非生活困難世帯の子どものむし歯のない割合の差を縮められるよう、効果的な取組を推進していく。	
C	「早寝・早起き・朝ごはん」を推進する一環として、デジタル機器の適切な活用方法についてなど、幼少期から親子と一緒に考えていけるよう啓発していく。	
A	いじめについて学校で話し合うなど主体的に取り組む活動を通じて、人権尊重の意識の向上を図るとともに多様性や互いを認め合う心を育み、いじめを防止できる環境づくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめ相談 ■ いじめに関するアンケート調査 ■ 文化芸術に触れる機会の創出 ■ あだちはじめてえほん事業(乳幼児からの読書習慣の定着) ■ 町会・自治会、PTAによる子どもの交流・支援活動
B	望ましい生活習慣の定着に加え、文化芸術や読書活動などに触れる機会を推進し、子どもの心の健康やレジリエンスを育む。	
C	保護者が地域の多様な人々と交流し、互いに支え合う関係を広げることで、子どもの成長を支える地域環境づくりを進める。	
A	児童・生徒一人ひとりがICTを必要なタイミングで活用し、運動方法や健康に関する知識を取得できるよう、授業改善を図る。スポーツ団体と連携し、教員研修を通じて指導方法を学び、運動習慣の定着を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小学生なわとびチャレンジ ■ 投力向上に向けた取組 ■ 食の確保が困難な子ども・若者への食の支援(夏休み期間中の食の支援、欠食児童・生徒への支援、高校生の食の支援)
B	家庭の事情で食の確保が困難な子ども・若者の学校生活に影響が出ないよう、学校と協力して、食の支援を継続していく。	

施策1-2 確かな学力の定着に向けた支援

目指す姿

**学習習慣が定着し、
学びに対する意欲が向上する。**



現状	課題
就学前から「学ぶ力」の基礎を身につける ① 幼児期の経験を通して、基本的生活習慣(挨拶や返事、姿勢保持、話を聞く)を身につけることは、学ぶ意欲の基盤となる態度・習慣として、「あだち幼保小接続期カリキュラム」で示しており、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて小学校と保育園、幼稚園などの保育機関と連携した取組を進めている。	ア 小学校教諭と保育士・幼稚園教諭との間の教育・保育内容や子どもたちの生活習慣、発達などへの共通理解を深め連携を強化する必要がある。 イ 人間形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期に質の高い保育、教育を保障する必要がある。
教員の授業力向上 ① 「全国学力・学習状況調査」や「足立区学力定着に関する総合調査」などから見えた学習状況の把握と分析に基づき、きめ細かい学習指導に取り組んでいる。 ② 児童・生徒が「自ら進んで学ぶ」問題解決を中心とした授業スタイル「足立スタンダード」に基づき、「わかる授業」「魅力ある授業」を実践している。 ③ 令和3年度に児童・生徒一人一台のタブレット端末が整備され、授業のねらい達成に向けたツールとして活用している。	ア 「足立区学力定着に関する総合調査」において「勉強は好きだ」との問い合わせに肯定的な回答をした児童・生徒の割合は、小学校・中学校ともに低下傾向にある。 イ ICT の活用に関して、学校間、教員間、小学校と中学校の間で活用方法、頻度、幅などに格差が見られる。
個に応じた学習機会の提供・充実 ① 「そだち指導」などを通じて個に応じた学習機会を提供・充実させることにより、児童のつまずきや課題の早期解消を図っている。 ② 学習意欲が高く、さらに上のレベルで学びたい生徒に対しては、「足立はばたき塾」など学習の定着度や意欲に応じた学習機会を提供するなど、幅広い支援策を講じている。	ア 「足立区学力定着に関する総合調査」において「学校の授業はわかる」に肯定的な回答をした児童・生徒の割合が、小学校・中学校ともに低下傾向にある。

主な施策指標 施策1-2に関するす指標は71、75ページに掲載

指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
1 基本的生活習慣(挨拶や返事、姿勢保持、話を聞く)が身についている小学1年生の割合	86.6%	90.0%
2 全国学力・学習状況調査における国際正答率以上の学校の割合	41.0%(小学校) 41.4%(中学校)	71.3%(小学校) 46.5%(中学校)
2 「足立区学力定着に関する総合調査」において「勉強は好きだ」に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	87.7%(小学校) 64.5%(中学校)	89.5%(小学校) 70.4%(中学校)
3 「足立区学力定着に関する総合調査」において「学校の授業はわかる」に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	65.6%(小学校) 32.9%(中学校)	76.9%(小学校) 46.5%(中学校)
施策の方向性	関連する主な取組	
A 基本的生活習慣や他者との関わり方、学びに向かう力を育むため、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて学校探検や給食体験など幼保小連携活動を一層強化する。 B 就学前施設において、子どもたちの探求心や想像力を育んでいく。	■ 幼保小連携事業 ■ 非認知能力の向上など、幼児教育・保育の充実(とうきょう すくわくプログラム) «拡充»	
A 「足立スタンダード」に基づく授業改善を引き続き推進していく。 B ICT を効果的に活用し、従来の教員主導の知識伝達型の授業から、子どもに学びを委ねて教員が伴走する児童・生徒主体の授業への転換を図る。 C 研修などにより学校間、教員間、小学校と中学校の間ににおけるICT活用の格差を改善し、全体の底上げも図っていく。	■ 小中連携教育 ■ 秋田県大仙市への教員派遣事業 ■ 教科指導専門員制度 ■ 教員のICT活用スキルに応じた研修など ■ ICT支援員の配置	
A 学力調査結果のデータを学校で有効活用して、児童・生徒のつまずきに応じた個別・集団指導をしていく。 B 中1夏季勉強合宿などの区独自の学力底上げ対策と、足立はばたき塾などの「学力と意欲」のある生徒への支援を並行で進めていく。 C 児童・生徒の個々の状況に応じた「個別最適な学び」を進めるため、各種アプリケーション、AI型ドリル教材、授業支援ソフトなどのICTの効果的な活用を図っていく。	■ 各校における放課後などの補習 ■ AI型ドリル教材 ■ MIM(多層指導モデル) ■ そだち指導 ■ サマースクール ■ 中1夏季勉強合宿 ■ 英語チャレンジ講座 ■ 英語マスター講座 ■ 足立はばたき塾	

施策 1-3 居場所と体験の充実

目指す姿

**安心できる居場所や
様々な体験を通じて、
自己肯定感が高まっている。**



主な施策指標 施策 1-3に関する指標は 71、75 ページに掲載

	指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
1	家庭と学校以外に安心できる居場所があると答えた児童・生徒の割合	(新規指標)	60%
2	足立区学力定着に関する総合調査で「自分には良いところがあると思う」に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	小学生 78.7% 中学生 72.4%	小学生 78.9% 中学生 74.4%
3	足立区学力定着に関する総合調査で「将来の夢や目標がはっきりある」「なんとなくある」と肯定的な回答をした児童・生徒の割合	小学生 88.0% 中学生 71.1%	小学生 90.0% 中学生 73.0%

	現 状	課 題
1	子ども・若者の居場所づくり ① 区の補助制度を活用し、子ども食堂や居場所事業など信頼できる大人が関わり、子どもが安心して過ごせる環境が広がってきている。 ② 区内に14か所ある学習センターにおいて、子ども・若者が自由に利用できるフリースペースを常設している。 ③ アダチ若者会議において若者の居場所に関する意見が多くあり、居心地の良さ、人とのつながりなどといったニーズがあることがわかった。	ア 居場所は、支援する側(大人)と利用者(子ども・若者)が求めているものとのギャップが生じやすいため、当事者の意見を聞く必要がある。 イ アダチ若者会議では、区有施設で自由に利用できる居場所(フリースペース)があることを知らない若者がいるという意見があった。
2	自己肯定感を育む経験・体験機会の充実 ① 「足立区学力定着に関する総合調査」で「自分には良いところがある」と回答した児童・生徒の割合は徐々に増加しており、自己肯定感の向上が見られる。 ② 子どもの健康・生活実態調査において、地域活動などの体験が逆境を乗り越える力(レジリエンス)を培う可能性があることがわかり、経験や体験を積む多様な機会を提供している。	ア 家庭の事情などにより子どもの体験格差が生じないよう、参加しやすい様々な体験機会を創出していく必要がある。 イ 自分に自信を持てない子どもも一定数おり、日常生活や学習の中で自分の良さや努力を実感できる機会をさらに充実していく。
3	将来の夢につながる機会の創出 ① 「足立区学力定着に関する総合調査」で「将来の夢や目標を持っている」と肯定的な回答をした割合は、小学校で 88.0%、中学校で 71.1% となっている。 ② 長期休業中の体験格差をなくすために、夏休み期間中の将来の夢につながる体験講座などの無料化に取り組んでいる。	ア 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア教育が必要である。 イ 子どもたちの選択肢を増やすため、夏の無料化以外にも体験の幅を増やす工夫が必要である。

施策の方向性	関連する主な取組
A 区有施設を引き続き有効活用するとともに、子ども・若者の利用につながる情報発信を行う。 B 学校・家庭以外の「第3の居場所」となる、民間団体の活動や居場所を拡充していく。 C アダチ若者会議などで、引き続き子ども・若者の声を聴きながら、多様なニーズに対応できる居場所の検討を進めていく。	■ 学童保育室、児童館、学習センター、住区センター ■ 放課後子ども教室 ■ 夏休み子どもの居場所事業 ■ 地域団体による子ども食堂の運営や居場所事業の運営支援
A 家庭環境や経済状況に関わらず、多様な体験機会に参加できるよう、地域や企業などとも連携し体験プログラムの充実を図る。 B 子ども・若者の自己肯定感やレジリエンスの向上につながる体験機会の創出に取り組んでいく。	■ 夏休み期間中の体験講座等の無料化 ■ 夏休みものづくり体験・工場見学 ■ 文化芸術に触れる機会の創出【再掲】 ■ 大学連携事業 ■ ジュニアリーダー研修会 ■ プレーパーク事業 ■ 夏の遊び場確保事業 《新規》
A 家庭や地域との協働・協創により、子どもたち一人ひとりが自己肯定感を高め、夢や希望を抱く契機となるような多様な体験機会の充実に努める。 B 夢や希望の実現に向けて、キャリア教育支援事業や地域資源を活用した職場体験事業などを推進しながら、自立に向けた力を育む。	■ キャリア教育 ■ 区内企業などでの職場体験 ■ 青少年育成団体の活動支援 ■ ワークわーく in Summer

施策 1-4 社会的支援を必要とする子ども・若者への伴走支援

目指す姿

課題や困難を解決・軽減するための



個々のニーズに合った、

サポートが受けられている。

主な施策指標 施策 1-4に関する指標は 72、75 ページに掲載

	指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
1	こども支援センターげんきにおいて1か月以内に発達相談を受けられた割合	44.8%	100%
2	障がい福祉センター幼児発達支援室に療育受付面接を申し込んだ幼児のうち、実際に療育につながった割合	85.0%	90.0% (※1)
3	不登校児童・生徒の発生率	小学校 1.94% 中学校 7.29%	小学校 1.01% 中学校 4.91%
4	包括的相談(まるごと相談)およびセーフティネット事業でひきこもり状態からステップアップ(※2)した人数	14人	40人
5	外国にルーツを持つ児童・生徒の居場所を兼ねた学習支援の利用者数	49人	157人

	現 状	課 題
1	発達に応じた支援 ① 発達に関する相談は年々増加傾向にある。 ② 「発達特性」への理解が浸透したこと、相談内容が多様化している。	ア 相談件数が増えると相談予約から相談実施までの期間が長くなる。 イ 様々な相談に、迅速かつ寄り添った支援体制の構築が必要である。
2	障がいのある子どもへの支援 ① 早期療育の重要性の認識が高まり、障害児通所支援の利用希望が増加している。	ア 療育が必要な子どもが早期に適切な支援を受けられる体制が必要である。
3	不登校支援 ① 不登校児童・生徒数は平成26年度の878人に対し、令和6年度は1,542人にまで増加している。 ② 不登校児童・生徒の増加に伴い、子どもたちの課題に対応するスクールソーシャルワーカー(SSW)の相談件数も増加傾向にある。課題も複雑化しており、解決・改善に向けた支援が長期化している。	ア 不登校の要因を調査・分析し、不登校の未然防止と早期対応に取り組む必要がある。 イ 不登校の児童・生徒に対応した多様な学びの場の確保と社会的自立の支援が必要である。
4	ひきこもり支援 ① ひきこもり状態に悩む本人は、令和元年の区の試算で約6,400人と推計している。 ② ひきこもり家族連絡会や支援団体などで構成するひきこもり支援協議会と同支援検討部会を設置し、具体的な支援策を検討・決定している。	ア 推計値と毎年の相談実人数(200人程度)を比較すると、相談や支援につながらない方が未だ多くいると考えられる。 イ ひきこもりに対する誤解や偏見が根強くあり、相談や支援の妨げの一因となっている。
5	外国にルーツを持つ子どもへの支援 ① 令和7年1月の区内における18歳以下の外国籍の人口は5,453人となり、令和元年度の4,271人と比べて約1.3倍となっている。 ② 外国にルーツを持つ子どもなど日本語が不得意な児童・生徒が一定数おり、こうした子どもに対する学ぶ権利の保障が求められている。	ア 日本語学習ルームや学校外における居場所を兼ねた学習支援の利用需要は高まっている。 イ 多様な背景に応じた個別の支援が必要である。

施策の方向性	関連する主な取組
A 増加、多様化する相談内容に迅速かつ寄り添った対応ができるよう、相談場所の確保や、OJT研修などによる職員の質の向上を図る。 B 保健センターでの発達相談や定期健康診査時の心理相談などの機会を捉え、引き続き必要な支援につなげる。	■ 発達相談 ■ 4歳児対象の「気づきのしきみ」の構築 ■ 心理士巡回指導 ■ 発達支援コーディネーター育成などの専門研修 ■ 特別支援教室 ■ スクール・アシスタント
A 関係機関との連携により早期にニーズを把握し、速やかに通所へつなげていく。	■ 児童発達支援 ■ 放課後等デイサービス ■ 療育相談
A 令和7年度に実施したすべての児童・生徒を対象としたアンケート結果から、不登校の要因などを分析し、未然予防や対応策につなげていく。 B 令和9年度末までに、中学校全校にスマートルーム(SSR)の設置を進めていく。小学校については、中学校の実施結果を検証しながら設置を検討していく。	■ SSW、スクールカウンセラー(SC)による支援 ■ 教育相談 ■ 登校サポーターの配置 ■ SSRの設置 ■ 家庭学習支援事業(家庭教師派遣)
A ひきこもり本人の生きづらさに寄り添い、本人とその家族の生きる意欲の回復につなげる支援をしていく。 B 令和7年度に実施したひきこもりに関するアンケート調査の分析結果をもとに、一人でも多くの本人や家族を支援につなげ、より効果的な支援策を検討・実施していく。	■ セーフティネットあだち ■ ひきこもり支援セミナーの実施 ■ 足立ひきこもり家族会への支援 ■ 若年層のひきこもり支援事業
A 毎年の申込状況を見ながら、居場所を兼ねた学習支援の受け入れ定員を拡充し、日本語学習を希望する子どもが必要な支援を受けられる体制を整えていく。 B 日本語学習ルームに通室した生徒が支援プログラムを通して日本語を習得することにより、学ぶ権利を保障できるよう支援していく。	■ 外国にルーツを持つ子どもに対する学習支援『拡充』 ■ 外国にルーツを持つ子どもを支援する団体が形成するネットワーク「あだちまるかるネット」 ■ 日本語学習ルーム

(※1) 面接までの間に保護者の意向が変わったり、民間療育を利用するケースがあるため100%とならない
(※2) 相談から居場所事業やボランティアや就労などの社会参加につながること

柱1 すべての子ども・若者の生き抜く力を育む

施策 1-5 未来を拓く選択の後押し

目指す姿

将来の選択肢が広がり、



未来への一歩を

踏み出せている。

主な施策指標 施策 1-5に関する指標は 72、76 ページに掲載

	指標名	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和12年度)
1	給付型奨学金を利用して大学等を正規の修業年限で卒業した奨学生の割合	100%	現状維持
2	生活困窮者自立支援相談、就労準備支援、学習支援等の後に就労(進路)が決定した割合(10~30代)	71.1%	73.0%
3	生活困窮者向けの居場所を兼ねた学習支援に通う生徒(※1)のアンケートで「大人になったときの夢や目標がある」と回答した割合	77.8%	70%以上を維持

	現 状	課 題
1	就学・進学支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年度から、これまでの「貸与型」を廃止し、返済不要の給付型奨学金を開始した。 ② 成績上位であるものの家庭の事情などにより塾などの学習機会が少ない中学生や高校生を対象とした無料塾(足立はばたき塾、足立ミライゼミ)を実施している。 ③ 高校生世代の居場所型学習支援事業では、進路相談や学び直しの支援を行っている。 ④ 生活困窮世帯を対象に、大学などの修学にかかる経済的負担を軽減するため、助成事業を実施している。 	<p>ア 高校生や同世代の若者が経済的な事情で就学を断念することが無いよう、進学に必要な費用の助成を拡充するなど、より切れ目ない支援が必要である。</p> <p>イ 高校生世代の居場所型学習支援は需要の高まりから拡充が必要である。</p> <p>ウ 支援を必要とする若者に情報が十分に届かず、必要な支援につながっていない。</p>
2	就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 令和6年度から福祉まるごと相談課を創設し、就労支援を含め、生活に関する悩みや困りごとを包括的に受けとめる相談・支援体制を構築した。 ② 就職を目指す若者に対して、就労相談、自立支援(日常生活支援、社会生活支援、就労支援)、就労定着支援の3つを包括的に行うことで自立に向けた支援を実施している。 	<p>ア 就労から定着、その後の生活安定のため、相談者の生活上の悩みや生きづらさも併せて受けとめて一緒に考え、解決を図る伴走型支援が必要である。</p> <p>イ アダチ若者会議では、高校生世代から自分の将来のキャリア選択に役立つ情報や体験機会がほしいとの声があった。</p>
3	自立に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 小学生向けの起業塾を開催し、創造力や問題解決能力を育むことで、児童たちに自分で考え行動する力を身につけさせ、自立を促している。 ② 就学援助・児童扶養手当・生活保護受給世帯などの中学生向けに居場所を兼ねた学習支援を実施している。 ③ あだち若者サポートテラスSODAでは若者世代(15歳~29歳)向けに進路や就労、生活支援など、個々のニーズに応じて精神科医などの専門職が相談や支援を行っている。 	<p>ア 子どもたちが社会参加や学びを通じて自立できる環境を拡充していく必要がある。</p> <p>イ 居場所を兼ねた学習支援を利用する中学生の睡眠時間の改善や歯科衛生の向上、食事指導などを含めた、生活習慣を改善する必要がある。</p> <p>ウ 若者世代の進学や就労、生活支援などの多様なニーズに対応していく必要がある。</p>

	施策の方向性	関連する主な取組
A	生活困窮世帯に対し、大学などの修学後に必要な支援を切れ目なく実施し、子ども・若者の希望進路を実現できる環境を構築するとともに、必要な家庭に支援が行き届くよう、支援内容を周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 居場所を兼ねた学習支援事業 ■ 足立はばたき塾【再掲】 ■ あだちミライゼミ ■ 給付型奨学金 ■ 高校中退予防 ■ 高校生世代応援支援金 «拡充» ■ 高校生世代の居場所型学習支援事業 «拡充» ■ 大学生等の修学・就職支援事業 «拡充»
B	令和7年度現在、2か所で実施している高校生世代の居場所型学習支援施設を増やしていく。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就労準備支援事業(ジョブサポートあだち) ■ マンスリー就職面接会 ■ 高校生のための合同企業説明会 ■ モギ社会人1年目
C	若者世代に情報が確実に届き、必要な人が適切に利用できるよう、情報発信を強化していく。	<ul style="list-style-type: none"> ■ あだち子ども未来起業塾 ■ 高校生向け企業見学会 ■ あだち若者サポートテラス(SODA) ■ 伴走型コミュニケーション支援 ■ 児童養護施設等入所者支援(スーツ代購入支援、退所時自立支援) ■ 児童養護施設等退所者向けの区営住宅等の居住支援

(※1) 登録者は369名(令和7年3月31日現在)

施策1-6 命を守る教育と支援の充実

目指す姿

**生命の尊さを理解し、
危険から自らを守るすべを
身に付けています。**



主な施策指標 施策1-6に関する指標は76ページに掲載

	指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
1	子どもが被害を受けた前兆事案(※1)の件数 *低減目標	73件	55件
2	「足立区学力定着に関する総合調査」で「学校のきまりを守っている」に肯定的な回答をした割合	小学生 88.9% 中学生 95.8%	現状維持
3	「SOSの出し方等教育」実施後のアンケートで「悩みを抱えた際は、誰かに相談しようと思う」と回答した児童・生徒の割合	小学校 75% 中学校 68%	小学校 80% 中学校 74%
3	中学生消火隊活動実施率	43%	100%

	現 状	課 題
1	犯罪や事故から身を守る ① 足立区の子どもが被害に遭った「つきまとい」や「身体を掴む」などの犯罪に巻き込まれる兆しと見られる事案(前兆事案)は、令和6年の一年間で73件となっている(警視庁統計)。 ② ネット犯罪、闇バイトといった子どもが巻き込まれる可能性のある事案が増加している中で、少年非行対策や防犯対策に取り組んでいる。 ③ 警察や関係機関などと連携して、学校ごとにセーフティ教室を開催し、情報リテラシーに関する啓発や薬物乱用防止講習会などを実施している。	ア 児童・生徒が犯罪や身の危険に遭わない、起こさない意識を高めるため効果的な教育と周知が必要である。 イ ネット犯罪や闇バイトに巻き込まれないよう、規範意識の醸成を育む啓発活動に取り組む必要がある。 ウ SNS のトラブルなど、新たなツールの使い方について家庭と連携して取り組む必要がある。
2	自己や他者を大切にする心を育む ① 全国の自殺者総数が減少傾向にある一方で、令和6年における小・中学生、高校生世代の自殺者数は529人と過去最多で増加傾向にある。 ② 区内においても令和6年における15歳から19歳までの自殺者数は6人と過去最多となっている。 ③ 児童・生徒を性犯罪・性暴力から守るために「足立区版『生命(いのち)の安全教育』リーフレット」を教員、保護者に配付している。	ア 児童・生徒は、死にたい(ほどつらい)気持ちを抱えていたとしても、「助けて」とSOSを出すすべを身につけていない場合がある。 イ 教員も児童・生徒の自傷行為、希死念慮、自殺企図を知った際の対応に不安を感じている場合がある。 ウ 規範意識を醸成するための、義務教育期の子どもに対する取組が必要である。
3	自助・共助に必要な知識を身につける ① 中学生消火隊活動などを通じて、自らの命を守る知識や避難行動の習得、防災意識の向上に取り組んでいる。あわせて、全37校のうち、中学生消火隊に生徒が在籍している中学校の数を指標として取組の広がりを把握している。 ② 避難訓練(起震車体験・煙体験など)、防災講演会やイベントで、自助・共助に関する防災普及啓発に取り組んでいる。	ア 初期消火や応急手当の技術習得や防災意識の向上を図れるような実効性のある訓練や研修が必要である。 イ 災害発生時の状況を想像しにくいことから、適切な行動につながらないおそれがあるため、防災に関する知識や行動を身につけ、防災意識の向上を図る必要がある。

施策の方向性	関連する主な取組
A ネット犯罪などの現代社会で起こりやすいトラブルから命を守るための仕組みや意識啓発を推進する。 B 「規範意識の醸成」を推進するため、親子で広く参加できる防犯対策や地域の安全を守るイベントなどを開催する。 C セーフティ教室への保護者の参加を積極的に促す。	■ 少年非行・防犯対策 ■ 反社会的団体排除に向けた子ども・若者への注意喚起の実施 ■ 「自転車カギかけありがとう」キャンペーン ■ 防犯パトロール ■ 通学路合同点検・通学路安全マップ ■ 学校・地域・警察連携会議(登下校時の防犯に関する会議) ■ 子どもを守る防犯劇プログラム ■ 交通安全教室
A 児童・生徒が、現在起きている、または将来起きるかもしれない危機的状況に備えて、SOSを出せるよう支援していく。 B 教員に対しては、児童・生徒がSOSを出しやすい環境づくりを進めるとともに、大人が子どものSOSに気づき、それを受け止め、適切な支援につなげる方法についても啓発していく。 C 児童・生徒が日常生活のなかでイメージしやすい事例などを活用し、児童・生徒がより命の大切さを「自分ごと」と捉えられる授業などを行っていく。	■ SOSの出し方等教育 ■ 教員向けゲートキーパー研修 ■ タブレット端末を活用した自殺対策の推進 ■ インターネット・ゲートキーパー事業 ■ 妊娠相談カードの配布 ■ 薬物(オーバードーズ含む)防止に向けた教育 ■ 情報モラル教育
A 防災体験学習会や救急救命講習会などを通じて、防災に関する意識や知識・技術の向上を支援し、中学生消火隊に参加しやすい環境を整えていく。 B 実践的訓練の強化、地域住民との連携、専門家指導、活動後の振り返りなどにより児童・生徒の防災意識を向上させ、将来、地域の防災力強化に貢献しうる人材を育成する。	■ 中学生消火隊活動 ■ 防災体験学習会・救急救命講習 ■ 避難訓練 ■ 防災講演会 ■ 防災普及啓発

(※1) 「つきまとい」や「身体を掴む」などの犯罪に巻き込まれる兆しと見られる事案

柱2 安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる

施策2-1 妊娠期から産後期の支援

目指す姿

妊娠期から産後期まで、悩みや不安を相談し、子育てできている。



主な施策指標 施策2-1に関する指標は73、77ページに掲載

	指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
1	低出生体重児(出生時の体重2,500g未満)の割合(人口動態統計) ※低減目標	9.8%	9.3%
2	ファーストバースデーサポート事業(1歳)のアンケートで「育児について相談できる相手がいる」と答えた保護者の割合	97.7%	98%
3	ポピュレーションアプローチによる子育て家庭訪問事業で、対面できた家庭のうち支援が必要な家庭を関係機関などにつなげた割合 (新規指標)		8%

	現 状	課 題
1	妊娠期からの寄り添い支援の充実 ① すべての妊婦を対象としたスマイルママ面接を実施し、妊娠中の生活や栄養面を含む身体管理について、保健指導をしている。 ② 妊婦健康診査への公費負担、ファミリー学級でのパートナーを含めた啓発、妊娠高血圧症候群の医療費助成などにより妊婦への支援を行っている。 ③ 早産などによる低体重児がNICU(新生児集中治療室)に入院した場合は、未熟児養育医療費の給付を行っている。	ア 妊婦の「やせ」が低出生体重児の一因となるため、妊娠期の適切な体重管理の重要性を説明する必要がある。 イ 出産に伴うリスクが高い高齢出産の割合が増加している。
2	子育ての孤立予防 ① 出産直後の育児相談や心身のケアを行うため、産後ケア事業を実施している。 ② 育児ストレスや悩みを軽減し、養育困難や虐待予防に努めるため、マザーメンタルヘルス相談(グループカウンセリングや個別相談)を開催している。 ③ 「健やか親子相談」などを通じて、保護者の育児不安軽減と来所者同士の交流の場を創出している。	ア 母親の育児負担が軽減するように、産後のサポートを充実させる必要がある。 イ 育児の孤立防止のため、ファミリー学級などを通じて、パートナーや家族の協力、地域とのつながりによる子育ての大切さをさらに啓発していく必要がある。
3	支援が必要な家庭を把握し支援につなげる ① スマイルママ面接での質問票から、養育困難、生活困窮、虐待の可能性などの視点で、支援が必要なハイリスク妊婦が一定数存在することが明らかになっている。 ② 令和7年度から、すべての子育て家庭を対象に「子育て家庭訪問事業」を開始し、切れ目ない支援を展開している。	ア ハイリスク妊婦は、養育困難や生活困窮に至る可能性がある。 イ 早期に潜在的なニーズなどを把握し、適切な相談や支援につなげていく必要がある。

	施策の方向性	関連する主な取組
A	スマイルママ面接などを通じた母体の生活や栄養面を含む心身のケアや、妊娠中の妊婦健康診査などによる身体管理などにより、妊婦を支援していく。	■ 健康コンシェルジュ ■ 足立区特定不妊治療費(先進医療)助成 ■ スマイルママ面接 ■ ファミリー学級 ■ 妊婦健康診査 ■ 妊婦歯科健診 ■ 出産費助成 ■ あだち出産・子育て応援給付金(妊婦のための支援給付) ■ 妊娠高血圧症候群の医療費助成 ■ 未熟児養育医療費給付
B	妊娠初期のスマイルママ面接や、こんには赤ちゃん訪問事業などによる伴走型相談支援と、あだち出産・子育て応援給付金などの経済的支援により、妊娠期からの切れ目ない支援体制を強化する。	■ ファミリー学級 ■ 産後ケア ■ マザーメンタルヘルス相談 ■ 健やか親子相談 ■ 産前・産後家事支援事業 ■ 離乳食教室・栄養教室 ■ 乳幼児健康診査 ■ 子育てサロン事業
C	「やせ」による妊娠・出産におけるリスクをスマイルママ面接で周知するなど、母体と胎児の健康を守るために啓発活動に取り組んでいく。	■ こんには赤ちゃん訪問 ■ 妊産婦・乳幼児家庭訪問 ■ きかせて子育て訪問事業 ■ 子育て家庭訪問事業

柱2 安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる

施策2-2 子どもの成長過程に応じた支援

目指す姿

ライフスタイルに応じた
子育て支援が
受けられている。



主な施策指標 施策2-2に関する指標は77ページに掲載

	指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
1	保育需要に対する待機児童率 ※低減目標	0.05%	0%
	学童保育室の待機児童率 ※低減目標	6.4%	0%
2	学童保育室の保護者の満足度	71%	75%
3	区の子育て支援策に対する満足度 (新規指標)		75% (R11年度)

	現状	課題
1	子育てと仕事の両立支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成27年度から4,000人超の保育定員数を拡大した結果、令和2年度以降、就学前保育施設における待機児童はほぼゼロの状態を継続している。 ② 学童保育は施設を拡充しているものの、令和6年度の待機児童は388人となっている。 ③ 放課後子ども教室では「見守りスタッフ」を地域の方から募り、安全に子どもたちを見守る役割を担っている。 	<p>ア 地域ごとの保育需要の分析を継続し、今後必要な保育定員を確保・維持していく必要がある。</p> <p>イ 学童保育室の不足や放課後子ども教室の担い手不足を解消する必要がある。</p>
2	教育・保育の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ① 令和6年度の学童保育室の満足度は利用者アンケートを開始した令和4年度以降、8.4%上昇している。 ② 就学前教育・保育施設や学童保育室への巡回訪問や職員研修を行い、改善に向けた相談、助言により質の維持・向上を支援している。 	<p>ア 様々な主体が多様な保育の担い手となる中、保育サービスにはばらつきがないよう、教育・保育の質の確保・向上にしっかりと取り組んでいく必要がある。</p>
3	多様なライフスタイルを支える <ul style="list-style-type: none"> ① 給食費無償化や子どものライフステージに合わせた入学・進学補助などの経済的支援を実施している。 ② 子育て家庭のニーズに合わせて精神的な負担を軽減するための講座などの支援を実施している。 ③ 性別役割分担意識の解消の啓発などに加え、令和7年度から企業の育児休業などの取得促進を目的とした奨励金事業を開始した。 	<p>ア 子育て家庭アンケートなどのエビデンスを基に、世帯の状況を踏まえた、切れ目ないきめ細やかな事業の展開が必要である。</p> <p>イ 育児などのパートナーとの役割分担状況の満足度を性別で見ると、女性のほうが低い。</p> <p>ウ 就労環境を整える事業者の支援、個人の意識改革のための施策を複層的に展開する必要がある。</p>

施策の方向性	関連する主な取組
<p>A 保育需要に応じた定員の適正化により、就学前保育施設における待機児童ゼロを継続していく。</p> <p>B 就労しているひとり親家庭や経済的に困難な家庭の子どもが安定してサービスを受けられるよう、学童保育室の待機児童解消に引き続き取り組む。</p> <p>C 学童保育室と放課後子ども教室の一体的運用や連携強化および児童館の活用促進などにより、放課後の居場所を自由に選択できるようにしていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育園(所)、認定こども園、幼稚園 ■ 小規模保育、家庭的保育 ■ 病児・病後児保育 ■ 学童保育室 ■ 児童館【再掲】 ■ 放課後子ども教室 ■ 学童保育室と放課後子ども教室の一体的運用 «新規»
<p>A 就学前教育・保育施設や学童保育室において良質な教育・保育を提供するため、職員の育成および巡回訪問や巡回支援を進めていく。</p> <p>B 区の専門職が、就学前教育・保育施設への指導検査や学童保育室への実地調査を行い、継続的な教育・保育の質の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就学前教育・保育施設の指導検査・巡回訪問 ■ 学童保育室の実地調査・巡回支援
<p>A 制度や組織の狭間で支援の切れ目がないか、分野横断的に対象者や施策・事業レベルで検証し、支援を充実していく。</p> <p>B 令和8年度から保護者の就労などの要件を問わない「子ども誰でも通園制度」を開始し、子どもの育ちを応援するとともに、子育て家庭の支援を強化する。</p> <p>C 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない男女共同参画社会の実現を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て支援アプリ ■ 一時保育・休日保育 ■ あだちマイ保育園 ■ 子ども預かり・送迎等支援事業 ■ 子ども医療費助成 ■ 給食費無償化 ■ こども誰でも通園制度 «新規» ■ 教材費・自然教室・修学旅行費補助 ■ 男性の家事・育児参画促進セミナーの開催 ■ 育児・介護休業取得応援奨励金

柱2 安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる

施策2-3 経済的困難世帯への生活支援

目指す姿

生活が困窮もしくは
不安定な家庭の生活が
改善している。



主な施策指標 施策2-3に関する指標は73、77ページに掲載

	指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
1	生活保護世帯の小学1年生～中学2年生のうち、塾代支援を利用して通塾している子どもの割合	18.7%	20%
2	児童扶養手当受給率 ※低減指標	79.5%	72.5%
	ひとり親家庭に対する就労支援の就業率および正規雇用率	就業率 73.3% 正規雇用率 54.5%	就業率 100% 正規雇用率 60%

	現 状	課 題
1	生活に困窮する世帯への支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 区の子どもの貧困状況の目安としている就学援助率は、平成16年の42.5%をピークに令和6年には24.7%まで減少している。 ② 子どもがいる生活保護世帯に対する専門性を強化するため、福祉課に「有子世帯」担当を設置し、進路選択に関する相談、情報提供を行うとともに、必要に応じて児童相談所など関係機関と連携している。 ③ 区立学校に在籍する児童・生徒全員を対象に、学用品などを補助している。さらに、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者向けには、不足する費用を就学援助として助成している。 	<p>ア 生活保護には至らない困窮世帯や多子世帯など、複合・複雑化した課題を抱える世帯に対し、組織・分野横断的な支援が必要である。</p> <p>イ 困難を抱える家庭ほど、困りごとを抱えながらも支援につながらないまま孤立してしまうケースがある。</p>
	ひとり親家庭などに対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ① ひとり親家庭に対し支給している児童扶養手当の受給率は平成27年度から8.5%減少している。 ② 「豆の木相談室」(※1)では、ひとり親の就労・資格取得支援や離婚前後の子どもの養育などに関する相談支援、世帯の状況に合ったサービスの利用支援を行っている。 ③ ひとり親同士が不安や悩みを共有したり、親子で参加できる「サロン豆の木」の運営を通じて、ひとり親世帯の孤立の解消、子どもの体験格差解消を図っている。 	<p>ア 令和5年度に実施した「足立区ひとり親家庭アンケート」では、約7割が世帯の経済状況について「苦しい」と回答しており、生活費や教育費の負担が重く、経済的に不安定な状況の世帯が多い。</p> <p>イ 児童が未就学児や障がい児などの場合は、就労時間を制限せざるを得ないなど、自立に向けた活動が困難なケースがある。</p>

	施策の方向性	関連する主な取組
	<p>A 福祉課の「有子世帯」担当と、こども支援センターげんきや児童相談所などの関係機関や関係所管が連携し、困難な状況にある世帯への支援を一層強化する。</p> <p>B 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度のセーフティネットを軸に、自立に向けて支援していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育扶助・生業扶助 ■ 生活保護受給世帯の塾代等支援 ■ 生活保護受給世帯の大学等進学支援 ■ 大学等受験料・模擬試験料助成事業 ■ 大学生等向けの東京都住宅供給公社の空き住戸家賃補助 ■ 支出を抑えるための金銭教育 ■ 福祉まるごと相談 ■ 応急小口資金貸付 ■ 低所得妊婦の初回産科受診費用助成 ■ 就学援助
	<p>A 児童扶養手当などの支給や医療費助成にとどまらず、就労支援・相談支援・生活支援などを一体的に実施し、ひとり親家庭の経済的な自立と貧困の連鎖の解消に向けた包括的な支援体制を構築する。</p> <p>B 父母が離婚後も適切な形で子どもの養育に関わることができるよう支援し、子どもの利益確保と心身の健やかな成長を支える。</p> <p>C 共同親権や法定養育費制度の導入など、民法改正(令和8年4月施行)に関する情報提供や養育費の確保・取り決めに関する支援を充実させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童扶養手当などの支給、医療費助成 ■ ひとり親家庭への就職・転職・資格取得に関する支援 ■ 豆の木相談室、アプリによる情報発信 ■ 養育費の確保・取り決めに関する支援 ■ 共同親権や法定養育費制度の導入など、民法等改正に関する周知・啓発 ■ ひとり親家庭交流支援事業「サロン豆の木」の実施 ■ 児童扶養手当受給世帯への生物園の年間利用パスポート ■ ひとり親世帯向けの東京都住宅供給公社の空き住戸家賃補助

(※1) 足立区が運営する「ひとり親家庭支援」のための相談窓口で、「子育ての不安」「自分や子どものことで感じる不安・悩み」「養育費や手当など」の相談など、幅広い内容を受け付けている。

柱2 安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる

施策2-4 社会的支援を必要とする子を守るための家庭支援

目指す姿

保護者や家庭のニーズに合った、



課題や困難を解決、軽減するための

サポートが受けられている。

主な施策指標 施策2-4に関する指標は73、78ページに掲載

	指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
1	虐待対応終結率(※1)	61.7%	70%
2	ペアレント・メンター(※2)による相談事業の相談実施件数	110件	220件
3	学校や保育園等での保護者の相談や手続きにおける通訳派遣件数	54件	65件
4	チャレンジ学級等の学校以外の学びの場につながった不登校児童・生徒の割合	16.6%	41.6%
5	重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト(※2)事業の利用者数	47人	70人

	現 状	課 題
1	養育困難などの家庭への支援 ① 児童虐待に対する社会的な認識の高まりや、匿名での通報の仕組みが整備されたこともあり、児童虐待の通報件数は増加傾向である。 ② 既存の要保護児童対策地域協議会(要対協)に加えて、令和7年に「こども家庭センター」を機能設置し、関係機関の連携をより強化した。	ア 問題が深刻化する前の早期発見・早期対応と、事案発見後のきめ細かな支援と再発防止が必要である。 イ 養育困難家庭の支援には、家庭への介入や子どものケアなど多様で複雑な事情が伴うため、多機関協働による支援が不可欠である。
2	発達に特性のある子どもの家庭への支援 ① 「発達特性」の理解が浸透したこと、潜在的に発達に関する子育ての悩みを抱えていた保護者からの相談が増加傾向にある。	ア 発達特性に応じた具体的な対応方法や相談窓口、利用できる支援内容を保護者に周知し、不安を軽減する必要がある。
3	外国にルーツを持つ家庭への支援 ① 学校や保育園、区役所窓口での行政手続きにおいて、通訳ボランティアの派遣や通訳タブレットを活用し、面談、相談体制の充実を図っている。 ② 外国にルーツを持つ子どもへの学習支援事業で保護者支援も実施しており、日本語が話せない・読めない保護者への支援も実施している。	ア 日本に来て間もない外国人は、働きかけが届きにくく、支援につながらないケースがある。
4	不登校の子どもがいる家庭への支援 ① 教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談体制を整えている。 ② 不登校支援ポータルサイトによる情報発信に加え、小・中学校の保護者を対象に「登校支援ガイド」を配信している。 ③ 令和7年度からフリースクール助成を開始した。	ア 不登校児童・生徒を抱える保護者の心理的・経済的負担が大きい。 イ 不登校支援に関するポータルサイトなどの情報が保護者に十分に届いていない。
5	障がいのある子どもがいる家庭への支援 ① 保護者向け相談窓口を設置し、子どもへの支援方法や育児に関する情報を提供している。	ア 障がいのある子どもを家庭で養育する在宅支援体制が不足している。

施策の方向性	関連する主な取組
A 虐待の未然防止に向け、養育困難家庭への在宅支援や、孤立感を抱えた養育者への定期的な訪問を実施する。 B 要対協やこども家庭センター機能を活かして、関係機関が連携して一体的かつ切れ目ない支援を行う。	■ 虐待予防講座 ■ 養育訪問支援事業 ■ こどもショートステイ(施設型・在宅型) ■ 児童虐待対応 ■ 児童虐待防止啓発事業 ■ 要保護児童対策地域協議会
A 発達特性のある子どもを育てた経験者(ペアレント・メンター)と保護者が交流し、実体験に基づいた経験談を共有できる相談の機会を増やす。 B ペアレント・メンターに対して研修を実施し、相談のノウハウなどを身につけることで質の向上を図る。	■ ペアレント・メンター ■ 発達相談 ■ 就学相談
A 保護者が必要な支援や情報を簡単に得られるよう、庁内の専門チームで情報を共有、対策を検討し、的確な情報提供や生活支援の充実を図る。 B 令和3年度から継続実施している外国人実態調査の結果から効果的な施策を検討する。	■ 外国にルーツを持つ子どもに対する学習支援を活用した保護者向けの日本語学習 ■ 区ホームページの多言語対応、やさしい日本語対応 ■ 行政が発行する文書の多言語化
A 不登校児童・生徒の保護者に向けて、支援に関する情報を積極的に発信していくとともに、関係機関との連携による支援を強化する。 B 保護者に情報が届くよう、居場所マップやPTAと連携した出前講座などの実施、および教職員向けに情報が届く仕組みを検討する。 C フリースクールなどを利用する児童・生徒の保護者に対して、引き続き経済的な負担の軽減を図る。	■ 不登校支援ポータルサイト ■ 教育相談【再掲】 ■ SSW、SCによる支援【再掲】 ■ 子どもの登校のことで悩む保護者のための講演会・交流会 ■ 私立学びの多様化学校授業料助成 ■ フリースクール等利用料の助成
A 重症心身障がい児や医療的ケア児に対応できる支援体制を強化する。 B 保護者の就労やレスパイト(休息)の確保を支援する。	■ 重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業 ■ 足立区居宅訪問型保育事業

(※1)【訪問指導や関係機関との連携により、虐待を起こす要因が解消された数】÷【虐待件数】

(※2)発達障がいのある子どもの子育て経験を持つ保護者が、トレーニングを受けて、同じ悩みを持つ親御さんをサポートする「親による親支援」の担い手。

(※3)育児などの負担が大きすぎる家族が一時的に育児から離れ、休息を取るための支援サービス全般。

柱3 地域全体で子ども・若者の成長を支える

施策3-1 こどもまんなか社会に対する理解促進

目指す姿

多くの区民や職員が、
「こどもまんなか社会」の意義を
理解している。



主な施策指標 施策3-1に関する指標は78ページに掲載

	指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
1	職員向け研修の参加後に、こどもまんなか社会および子どもの貧困対策への理解が深まったと回答した職員の割合	94%	100%
2	区民向け講座や講演会の参加後に、こどもまんなか社会および子どもの貧困対策への理解が深まったと回答した方の割合	(新規指標)	100%
3	あだち子どもの未来応援基金への寄附件数	991件	2,000件

	現 状	課 題
1	区職員の意識の醸成と庁内の連携 ① 平成27年度を「子どもの貧困対策元年」と位置づけて取り組み続けてきたことにより、「貧困の連鎖が区のボトルネック的課題の根幹をなす」という意識が浸透している。 ② 子ども施策に関する職員を中心に、庁内全体で研修を通じて子どもの貧困対策に取り組む意識を醸成している。	ア 教育、福祉など子どもの貧困対策に直接的に結びつく事業だけでなく、産業、環境などの幅広い視点で子ども・若者施策をさらに展開していく必要がある。 イ 各部署の事業を通じて区民が「子どもを大切に地域で見守り、育っていく」という考え方を意識できるよう、わかりやすい情報発信に努め、区民参画の機会を広げていくことが必要である。
2	区民への周知・意識の醸成 ① 区の子ども・若者施策のほか、国、都のこどもまんなか社会に関する取組を子ども・若者を支援する団体などに周知している。 ② 子ども・若者を支援する関係機関向けに講演などを実施し、区が取り組む子どもの貧困対策への理解を図っている。	ア 多くの区民に「こどもまんなか社会」の言葉と意義を知ってもらい、未来に向けて子ども・若者を支援していく機運を醸成していくことが必要である。 イ 区民の認知や意識の向上を図りながら、「自分ができることを、何かやってみたい」「支援に関わってみたい」という人を増やしていく必要がある。
3	「応援する気持ち」を伝えるしくみ ① 令和3年3月にあだち子どもの未来応援基金を設置。子ども食堂や子ども・若者の居場所事業などの実施団体への補助や、区が行う子どもの貧困対策関連事業の予算として活用している。 ② 令和5年度からは、ふるさと納税を活用した寄附の受け入れを開始し、子ども・若者の支援活動などを応援できる仕組みを整えた。	ア 子ども食堂や子どもの体験などの活動が増加傾向である。活動団体をさらに増やし、区内全体に広げていく必要がある。 イ 寄附額も年々増えている。引き続き、子ども・若者を応援する気持ちを伝える方法として広く周知していく必要がある。

施策の方向性	関連する取組
A 子どもの貧困対策実施計画から子ども・若者計画に移行することを契機に、より幅広く、切れ目ない事業展開を庁内全体で進めていく。 B 職員研修を継続して実施するとともに、成果や課題、複数部署の連携による好事例などを庁内全体で共有し、既存事業の改善や新たな事業展開、組織間・事業間の連携を促進していく。	■ 子どもの貧困対策に関する職員研修(新規採用職員研修など) ■ 子どもの貧困対策実施本部での情報共有、施策検討、対策の推進
A 子ども・若者支援の現状や重要性を、活動例などを交えて積極的に情報発信しながら、区民の認知度や意識の向上と、行動の第一歩につなげていく。 B NPO活動支援センターの企画やイベント会場での活動・事業紹介などを通じて、子ども・若者の支援活動を知る機会、体験するきっかけを増やしていく。	■ 子どもの貧困対策に関する講演会 ■ NPO活動支援センターを通じた啓発、情報発信 ■ 子ども食堂・フードバンク交流会
A 企業や法人などに基金の活用事例を発信することで、新たな事業実施主体と寄附者の双方を増やしていく。 B サポートを受ける側の子ども・若者に対して、事業に参加する際に、その原資が主に寄附であることを伝えながら、将来的に支援や企画、事業に関わる気持ちを醸成していく。	■ あだち子どもの未来応援基金 ■ 協働・協創パートナー基金 ■ ふるさと納税(あだち虹色寄附制度)

施策3-2 地域活動への参加促進

目指す姿

「こどもまんなか社会」の活動に、
「参加したい人」「やってみたい人」が
増えている。



	指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
1	学習支援ボランティア登録者数	420人	500人
	ながら見守り登録者数	4,945人	9,000人
	登校サポーターの登録者数	140人	200人
	ヤングケアラーに関する研修の受講者数	150人	300人
2	「あやセンター ぐるぐる」や「たけのつかー &パーク」の活動のうち、子ども・若者に関する企画実施数	20件	100件

	現 状	課 題
1	「知っている」から、「やってみる」へ ① 小学校では、放課後子ども教室「見守りスタッフ」が児童の放課後の自由な活動を見守り、小・中学校では、学習支援ボランティアや登校サポーターが児童・生徒をサポートしている。 ② ピューティフル・ウインドウズ運動(※1)の一環として、「ながら見守り」により、多くの区民の協力が得られている。 ③ 就学前の子どもと親のサポートとして、子育てホームサポーターや預かり・送迎事業などを展開している。	ア 子ども・若者支援の必要性を「知っている」から「やってみる」に変わるべききっかけを創出していくことが必要である。 イ 団体により、SNSなどの情報発信力に差がある。 ウ 区が募集する個人の参加・体験・協力など、年々増えている活動もあるが、活動内容や回数、活動時間帯などによっては登録者や活動人数が少ない。
2	新たな関係や新たな活動スタイルを広げる ① NPO活動支援センターや総合ボランティアセンターでは、地域活動に興味を持つ人の相談などを日々受け付けており、子ども・若者を支援する団体の紹介などにより活動を始めるきっかけを提供している。 ② あやセンター ぐるぐる(※2)では、個人や少人数での「やってみたい」をサポートしており、その活動の中には、子ども・若者に関わる企画もある。 ③ 地域のNPO団体の中には、大学生ボランティアを活用して子どもの遊びを見守り、信頼関係を構築している好事例がある。	ア 個人で子ども支援に携わりたいと考える人が、既存団体の活動に参加したり、新たに団体設立するなど、まず何から始めるべきかをサポートしていく必要がある。 イ 「やりたいことを、やってみる」をサポートしながら、まちなかに様々な活動につなげていく必要がある。 ウ アダチ若者会議では、年齢が近い(少し年上のお兄さん、お姉さん的な存在)または同世代と関われる機会がほしいとの意見が多くあった。

施策の方向性	関連する主な取組
A 活動のきっかけとなるよう、地域課題や活動事例などを区民に広く情報発信することで、「興味」を持った人の「行動」につなげていく。 B 活動団体自らの情報発信を区がサポートし、SNSなどを活用して発信していく。 C 個人や少人数でできる活動の一つひとつが重なって、大きな支援につながっていくことを伝えながら、参加・協力を促進していく。 D 担い手を継続的に確保できるよう、活動や取組の内容をブラッシュアップしていく。	■ 学習支援ボランティア事業 ■ 放課後子ども教室見守り事業 ■ ながら見守り活動 ■ 登校サポーター制度 ■ 子育てホームサポーター(子ども預かり・送迎等支援)
A 活動に関心を持った人が無理なく参加を続けられるよう、団体とのマッチング支援などにより、地域で子ども・若者を支える人材が育ち、継続的に活動できる仕組みを整えていく。 B 綾瀬に加え、竹の塚でも新たに拠点を展開し、子ども・若者の活動の場の提供と、その活動をサポートする人を増やし、交流の場を広げていく。 C 子ども・若者に年齢の近い大学生などの協力について、区内大学や関係団体と連携・協力しながら、方法・しきみの検討を進めていく。	■ NPO活動支援センターの各種体験講座など ■ ボランティアセンターによるボランティア団体活動紹介 ■ ボランティアセンターによる個人ボランティア・ボランティアグループ登録制度 ■ 区内大学との連携 ■ あやセンター ぐるぐる ■ たけのつかー &パーク «新規»

(※1) 区が地域や警察ほか関係団体と連携し、一丸となって犯罪のない美しい住みよいまちを目指す取組。

(※2) 綾瀬駅西口高架下にある「やってみたい」を応援する地域の交流拠点。あやセンター主催イベントだけでなく、「何かイベントをやってみたい」という一般の方が発案した企画など、多様なイベントが実施されている。

施策3-3 地域団体等による活動の推進

目指す姿

「こどもまんなか社会」を支える



団体や個人の活動が増えていき、
その輪が広がっている。

	指標名	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
1	NPO活動支援センター登録団体のうち、子どもを支援するNPO団体の数	93団体	110団体
2	子ども食堂が区内小学校区に1か所以上設置されている割合	49.2%	70%
3	大学連携事業において提供する体験プログラムの種類	30種	42種

	現 状	課 題
1	子ども・若者を支援する活動を増やす ① 子ども食堂や子育て家庭を対象としたフードパントリー、学習支援、体験活動など、子ども・若者を支援する団体活動が増えている。 ② 子どもの未来応援活動団体支援事業補助金や子ども食堂推進事業補助金などの区の補助金制度の活用事例、団体数、補助額も増加傾向である。	ア 子ども・若者や子育て家庭の多様かつ複雑化しているニーズに対応できる支援活動を、さらに広げていく必要がある。 イ 団体間の活動量に差があり、新たな人材確保や世代交代、ノウハウの継承などに課題が生じているケースもある。
2	子ども・若者が求める「居場所」づくり ① 令和6年度に実施した「アダチ若者会議」では、自由に過ごせる場、勉強する場などの「居場所」がほしいとの意見が多くあった。 ② 子ども食堂や居場所事業など、区の補助制度を活用した民間団体が運営する「居場所」事業が展開されてきている。	ア 令和7年度に実施した「アダチ若者会議」では、当事者の年代やおかれている状況などにより、多種多様な「求める居場所」に関する意見があった。 イ 子ども・若者や子育て家庭が求める「居場所」とミスマッチがないよう検討・実施していく必要がある。
3	連携により支援や見守りの輪を広げる ① 区内大学との連携や地域団体と連携した体験事業などを実施している。 ② NPO活動支援センターで実施する子ども食堂・フードパントリー交流会を通じて、運営上の課題やアイデアの共有などの情報交換を行っている。 ③ 若年者支援協議会や要保護児童対策地域協議会など、行政、地域団体、支援団体、企業などが連携して子ども・若者を支援する会議体を開催している。	ア 子ども・若者の参加意欲を高めるためには、当事者に継続的に関わり、活動を続けていく必要がある。 イ フードバンクからの供給食材の減少や物価高騰による食材の確保、ボランティアの確保などに課題がある団体が多い。 ウ 不登校や高校の中途退学、虐待やヤングケアラーなど、地域から見えにくい状態にある子ども・若者や子育て家庭への支援が必要である。

	施策の方向性	関連する主な取組
A	区補助制度の周知に加えて、国や都の支援メニューの活用などもあわせて周知・助言しながら、安定して団体活動を継続できる体制づくりをサポートしていく。	■ 子どもの未来応援活動団体支援事業補助金 ■ フードパントリー運営団体支援事業補助金 ■ 子ども食堂推進事業補助金などの区補助制度 ■ 公益活動けんき応援事業助成金 ■ まちづくり活動支援事業
B	子どもの貧困対策首長連合を通じて他の自治体と意見交換や連携を図りつつ、子ども・若者施策に対する補助制度やサポートなどについて国に要望していく。	
A	団体や企業などの民間の力を借りて、子ども・若者のニーズに応えられる居場所づくりを進めていく。	■ 学習センターフリースペース ■ 子ども食堂 ■ 民間団体が運営する居場所事業(学習支援、屋内外の遊び場、体験イベントなど)
B	官民の垣根なく連携し、総合的な情報発信により支援が必要な子ども・若者やその家庭の利用を促していく。	
A	児童・生徒の興味関心は、児童を取り巻く環境によって変化していくことから、参加者の意見などを踏まえ、よりニーズに沿った事業実施となるよう、関係団体へ協力を求めていく。	■ 大学連携事業【再掲】 ■ 子ども食堂・フードパントリー交流会 ■ 要保護児童対策地域協議会 ■ 若年者支援協議会(区内都立高校校長、区立中学校校長、若者支援団体など)
B	食品寄贈や社会貢献活動を行う企業などとの交流を通じ、他の団体と連携した事業展開を促していく。	
C	各協議会を継続して開催し、団体間の顔の見える関係をつくりながら、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭に対する早期かつ重層的な対応を進めていく。	

1 長期的な成果指標

本計画における長期的指標は、施策の効果を継続的に確認し、子ども・若者や子育て家庭に対する支援がどの程度進んでいるかを測定するために設定しています。これらの指標は、数年単位での進ちょくを確認するものであり、特に目標値の設定が難しいため、具体的な数値目標を設けることはありません。ただし、施策が進行する中で得られたデータは引き続き蓄積し、施策の有効性を評価するために活用します。

柱	施策と目指す姿	指標	指標設定当初 【()内】の実績値	令和6年度 実績	
すべての子ども・若者の生き抜く力を育む	1-1 こころとからだの健やかな成長支援 望ましい生活習慣が身につき、豊かなこころと健やかなからだが育まれている。	子どもの朝ごはん摂取率	保育園4歳児 95% (H26年度)	保育園5歳児 91.5%	
		就学援助（要保護、準要保護）受給世帯の児童・生徒の朝ごはん摂取率	小2 要保護 92.6% 準要保 93.1% 小4 要保護 83.2% 準要保 95.1% 小6 要保護 82.1% 準要保 92.4% 中2 要保護 83.3% 準要保 90.7% (H28年度)	小2 要保護 83.3% 準要保 90.7% 小4 要保護 82% 準要保 91.9% 小6 要保護 72.2% 準要保 89.4% 中2 要保護 94.8% 準要保 91.2%	
		歯科健診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	小1 43.71% (H26年度)	小1 26% (R5年度)	
		歯科健診で未処置のむし歯がある子どもの割合	小1 24.11% (H26年度)	小1 14.6% (R5年度)	
	1-2 確かな学力の定着に向けた支援 学習習慣が定着し、学びに対する意欲が向上する。	「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の平均正答率	小6 国語：63.2% 算数：67.6% 中3 国語：72.4% 数学：57.6% (R元年度)	小6 国語：65.7% 算数：64.4% 中3 国語：57.5% 数学：51.9%	
		「足立区学力定着に関する総合調査」の児童・生徒の通過率	小 国語：75.8% 算数：79.5% 中 国語：57.5% 数学：56.4% 英語：48.9% (H27年度)	小 国語：82.8% 算数：82.4% 中 国語：71.0% 数学：65.8% 英語：64.6%	
		「足立区学力定着に関する総合調査」で「1か月に本をほとんど読まない」と回答した児童・生徒の割合	小 26.0% 中 38.5% (R元年度)	小 30.1% 中 41.8%	
		「足立区学力定着に関する総合調査」の「難しいことでも失敗を恐れずに挑戦していると思う」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合	小 77.3% 中 66.5% (R元年度)	小 79.3% 中 67.4%	
	1-3 居場所と体験の充実 安心できる居場所や様々な体験を通じて、自己肯定感が高まっている。				

柱	施策と目指す姿	指標	指標設定当初 【()内】の実績値	令和6年度 実績
すべての子ども・若者の生き抜く力を育む	施策 1-4 社会的支援を必要とする子ども・若者への伴走支援 課題や困難を解決・軽減するための個々のニーズに合った、サポートが受けられている。	生活保護世帯の子どもの高校等進学率および進路内訳（全日制、定時制、通信制、その他の進学率）	93.6% 全日制 62.1% 定時制 23.9% 通信制 3.4% その他の進学率 4.2% (H27年4月)	90.4% 全日制 56.0% 定時制 16.8% 通信制 6.4% その他の進学率 11.2%
		「全国学力・学習状況調査」の就学援助（要保護、準要保護）受給世帯の児童・生徒の平均正答率	小学校（抽出校） 【国語】 要保護 50.6% 準要保護 56.1% 【算数】 要保護 54.2% 準要保護 61.2% 中学校（抽出校） 【国語】 要保護 64.2% 準要保護 67.8% 【数学】 要保護 41.8% 準要保護 51.4% (R元年度)	小学校（抽出校） 【国語】 要保護 61.8% 準要保護 61.1% 【算数】 要保護 45.3% 準要保護 56.7% 中学校（抽出校） 【国語】 要保護 35.5% 準要保護 46.7% 【数学】 要保護 42.1% 準要保護 48.7%
		「足立区学力定着に関する総合調査」の就学援助（要保護、準要保護）受給世帯の児童・生徒の通過率	小学校（抽出校） 【国語】 要保護 60.8% 準要保護 68.1% 【算数】 要保護 56.1% 準要保護 69.2% 中学校（抽出校） 【国語】 要保護 46.2% 準要保護 58.7% 【数学】 要保護 32.2% 準要保護 48.7% 【英語】 要保護 32.6% 準要保護 43.2% (H28年度)	小学校（抽出校） 【国語】 要保護 56.4% 準要保護 70.9% 【算数】 要保護 57.0% 準要保護 72.1% 中学校（抽出校） 【国語】 要保護 70.4% 準要保護 69.7% 【数学】 要保護 66.8% 準要保護 62.9% 【英語】 要保護 66.8% 準要保護 61.8%
		区立中学校の高校進学率および進路内訳（全日制、定時制、通信制、その他の進学率）	97.3% 全日制 88.0% 定時制 6.2% 通信制 1.7% その他 1.4% (H27年3月)	98.5% 全日制 84% 定時制 5.7% 通信制 7.1% その他 1.7%
		区内都立高校の卒業時の進路未決定者数（率） ※R4年度で指標の算出は最後	卒業時に進路未決定の者 185人（8.82%） 一時的な仕事に就いた者 82人（3.91%） (H26年度)	卒業時に進路未決定の者 162人（7.38%） (R4年度) ※区外生徒含む
生活保護世帯の子どもの高校等卒業時の進路未決定者数（率）	34人（19.1%） (H26年度)	12人（7.0%）		

柱	施策と目指す姿	指標	指標設定当初 【()内】の実績値	令和6年度 実績
安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる	2-1 妊娠期から産後期の支援 妊娠期から産後期まで、悩みや不安を相談し、子育てできている。	乳幼児健診のアンケートで「子育てを負担に感じたりイライラしたりする」と回答した人の割合	3~4か月児 40.4% 1歳6か月児 51.9% 3歳児 64.0% (H26年度)	3~4か月児 30.5% 1歳6か月児 48.8% 3歳児 59.3%
	早期（37週未満）に産まれた子どもの割合	6% (H26年度)	5.4% (R5年度)	
2-3 経済的困難世帯への生活支援 生活が困窮もしくは不安定な家庭の生活が改善している。	児童扶養手当を受給しているひとり親の就業率および正規雇用率 ※R6年度で指標の算出は最後	就業率 86.9% 正規雇用率 36.8% (H28年度)	就業率 76.2% 正規雇用率 49.7%	
	就学援助率	小学校:32.76% 中学校:42.67% (H26年度)	小学校:22.36% 中学校:29.63%	
2-4 社会的支援を必要とする子を守るために家庭支援 保護者や家庭のニーズに合った、課題や困難を解決、軽減するためのサポートを受けられている。	養育困難世帯の解決率	55% (H27年4月)	54%	

2 中短期的な成果指標

中短期的指標は、施策が導入された後、数年以内にその効果を測定し、次のステップへ進むための基盤を作ることを目的として設定します。これらの指標は、子ども・若者の学力向上や生活の質の改善、貧困家庭への支援強化など、具体的な成果を確認するためのものです。第2期子どもの貧困対策実施計画に基づき、各施策において進ちょくを測るための数値目標を設定し、年度ごとに評価します。これにより、施策の実施状況が明確になり、必要に応じて改善を図ります。

柱	施策と目指す姿	指標	令和6年度 実績	令和12年度 目標値	第4章 掲載
すべての子ども・若者の生き抜く力を育む	1-1 こことからだの健やかな成長支援 望ましい生活習慣が身につき、豊かなこころと健やかなからだが育まれている。	貧血・小児生活習慣病予防健診で「正常」または「管理不要」と判定された生徒の割合	中2男子 78.2% 中2女子 72.4% (R5年度)	中2男子 81% 中2女子 79% (R11年度)	★
		園の給食で野菜から食べる5歳児の割合	70%	80%	
		野菜から食べる小学6年生、中学2年生の割合	小6 64.9% 中2 66.1%	70%	
		早寝・早起き・朝ごはんを心がけるようになった・心がけていると回答した方の割合	88.8%	90.2%	
		3歳児健診のアンケートで1日3食、野菜（おかず・汁物等）を食べる幼児の割合	28.7%	30%	
		「毎日定刻」「ほぼ定刻」に寝る小学校1年生の割合	93.2%	93%	
		「親子で絵本を読む」と回答した方の割合	77.5%	86%	
		「いじめはどんなことがあってもいいことだと思う」に肯定的な回答をした小・中学生の割合	小 96.5% 中 95.7%	小 100% 中 100%	★
		小・中学生の適正体重割合	小学生 87.5% 中学生 83.8% (R5年度)	小学生 88.5% 中学生 85.5% (R11年度)	
		むし歯のある児童・生徒の割合	小 33.1% 中 28.5% (R5年度)	小 29% 中 26.5% (R11年度)	
		むし歯がない6歳（年長児）の割合	80.7%	82.6%	
		1日に2回以上歯みがきをすると回答した保育園児の割合	65.2%	90%	
		毎日運動をすると回答した小学1年生の割合	33.5%	34%	
		「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」で「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは好き」に肯定的な回答をした割合	86.7%	87%	★

柱	施策と目指す姿	指標	令和6年度実績	令和12年度目標値	第4章掲載
すべての子ども・若者の生き抜く力を育む	1-2 確かな学力の定着に向けた支援 学習習慣が定着し、学びに対する意欲が向上する。	基本的生活習慣（挨拶や返事、姿勢保持、話を聞く）が身についている小学1年生の割合	86.6%	90.0%	★
		全国学力・学習状況調査における国正答率以上の学校の割合	小41% 中41.4%	小71.3% 中46.5%	★
		「全国学力・学習状況調査」で「5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業では課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいた」に肯定的な回答をした割合	小79.3% 中78.7%	小79.9% 中81%	★
		「足立区学力定着に関する総合調査」において「学校の授業はわかる」に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	小87.7% 中64.5%	小89.5% 中70.4%	★
		「足立区学力定着に関する総合調査」において学校の授業が楽しいと思う児童・生徒の割合	小85.9% 中78.8%	小89.2% 中81.9%	★
		「足立区学力定着に関する総合調査」において「勉強は好きだ」に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	小65.6% 中32.9%	小76.9% 中46.5%	★
		家庭と学校以外に安心できる居場所があると答えた児童・生徒の割合	(新規指標)	70%	★
		体験活動後に「今回の体験をとおして、これからも新しいことを知ったりチャレンジしたいと思った」と回答した児童・生徒の割合	91.5%	90%以上を維持	★
		「足立区学力定着に関する総合調査」で「自分には良いところがあると思う」に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	小78.7% 中72.4%	小78.9% 中74.4%	★
		「足立区学力定着に関する総合調査」で「将来の夢や目標がはっきりある」「なんとなくある」に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	小88.0% 中71.1%	小90.0% 中73.0%	★
1-4 社会的支援を必要とする子ども・若者への伴走支援 課題や困難を解決・軽減するための個々のニーズに合った、サポートが受けられている。	1-4 社会的支援を必要とする子ども・若者への伴走支援 課題や困難を解決・軽減するための個々のニーズに合った、サポートが受けられている。	居場所を兼ねた学習支援に通う生徒の高校等進学率	100%	100%	★
		居場所を兼ねた学習支援に通う生徒の高校卒業時の進路（就労・進学）決定	49.5%	50%	★
		こども支援センターげんきにおいて1か月以内に発達相談を受けられた割合	44.8%	100%	★
		障がい福祉センター・幼児発達支援室に療育受付面接を申し込んだ幼児のうち、実際に療育につながった割合	85%	90%	★
		相談児童数のうち、関係機関と連携できた割合	97%	98%	★
		小学校・中学校の不登校者数	小564人 中729人	小418人 中701人	★
		不登校児童・生徒の発生率	小1.94% 中7.29%	小1.01% 中4.91%	★
		SSWにより不登校等が解決または改善した割合	34.9%	42%	★
		包括的相談（まるごと相談）およびセーフティネット事業でひきこもり状態からステップアップした人数	14人	40人	★

柱	施策の目指す姿	指標	令和6年度実績	令和12年度目標値	第4章掲載
すべての子ども・若者の生き抜く力を育む	1-4 社会的支援を必要とする子ども・若者への伴走支援 課題や困難を解決・軽減するための個々のニーズに合った、サポートが受けられている。	社会的支援を必要とする子ども・若者への伴走支援 課題や困難を解決・軽減するための個々のニーズに合った、サポートが受けられている。	49人	157人	★
		あだち日本語学習ルーム卒業者数	16人	20人	★
		就学相談により、特別な支援が必要な児童・生徒の就学先が決定した割合	99.0%	100%	★
		居場所を兼ねた学習支援に通った生徒の高校卒業時の進路（就労・進学）決定率【再掲】	49.5%	50%	★
		生活保護受給世帯の子どもの大学等進学率	68%	42.4%	★
		足立はばたき塾に参加した生徒の第一志望校の合格率	74.7%	80%	★
		足立ミライゼミに参加した生徒の難関大学に合格した者の割合	— (新規指標)	70%	★
		給付型奨学金を利用して大学等を正規の修業年限で卒業した奨学生の割合	100%	現状維持	★
		生活保護世帯の子どもの高校等中途退学者数（率）（全日制、定時制）	12人（2.9%） 全日制3.1% 定時制2.4%	3.3%	★
		生活困窮者向けの居場所を兼ねた学習支援に通う生徒のアンケートで「大人になつたときの夢や目標がある」と回答した割合	77.8%	70%以上を維持	★
すべての子ども・若者の生き抜く力を育む	1-5 未来を拓く選択の後押し 将来の選択肢が広がり、未来への一歩を踏み出せている。	高校生向け企業見学参加生徒数	23人	30人	★
		若年者（15～29歳）の完全失業率	5.8%	4.55%	★
		生活困窮者自立支援相談、就労準備支援、学習支援等の後に就労（進路）が決定した割合（10～30代）	71.1%	73.0%	★
		あだち若者サポートテラス（SODA）相談件数	374人	250人	★
		簡単な料理を自分で作ることができると答えた小学6年生・中学2年生の割合	小6 50.8% 中2 56.1%	70%	★
		児童・生徒が区に意見を述べた件数	— (新規指標)	780件	★
		子どもが被害を受けた前兆事案の件数＊低減目標	73件	55件	★
		「SOSの出し方等教育」実施後のアンケートで「悩みを抱えた際は、誰かに相談しようと思う」と回答した児童・生徒の割合	小75% 中68%	小80% 中74%	★
		生命（いのち）の安全教育に関する授業を実施している学校の割合	100%	100%	★
		中学生消火隊活動実施率（実施数÷全中学校数）	43%	100%	★

柱	施策の目指す姿	指標	令和6年度実績	令和12年度目標値	第4章掲載
安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる	2-1 妊娠期から産後期の支援 妊娠期から産後期まで、孤立せず安心して子育てできている。	低出生体重児（出生時の体重2,500g未満）の割合（人口動態統計） *低減目標	9.8%	9.3%	★
		ファーストバースデーサポート事業（1歳）のアンケートで「育児について相談できる相手がいる」と答えた保護者の割合	97.7%	98%	★
		3～4か月児健診のアンケートで子育ては楽しんど答えた保護者の割合	76%	78%	
		こんにちは赤ちゃん訪問事業の貢献度（「赤ちゃん訪問を受けて安心した」の設問に「あてはまる」「ややあてはまる」と答えた親の割合）	94.9%	96.7%	
		ポビュレーションアプローチによる子育て家庭訪問事業で、対面できた家庭のうち支援が必要な家庭を関係機関等につなげた割合	(新規指標)	8%	★
	施策 2-2 子どもの成長過程に応じた支援 ライフスタイルに応じた子育て支援が受けられている。	区の子育て支援策に対する満足度	(新規指標)	75% (R11年度)	★
		保育コンシェルジュへの相談が役に立った方の割合	99%	99%	
		「足立区政に関する世論調査」で「男女が対等な立場で意思表示や活動をすることができ、また責任を分かれ合っている」と感じている区民の割合	31.3%	50%	
		保育需要に対する待機児童率 *低減目標	0.05%	0%	★
		学童保育室の保護者満足度	71%	75%	★
2-3 経済的困難世帯への生活支援 生活が困窮もしくは不安定な家庭の生活が改善している。	ひとり親家庭に対する就労支援における資格取得率（国家資格以外も対象）	ひとり親家庭に対する就労支援における資格取得率（国家資格以外も対象）	53.3%	70%	
		ひとり親家庭に対する就労支援の就業率および正規雇用率	就業率73.3% 正規雇用率54.5%	就業率100% 正規雇用率60%	★
		ひとり親家庭の交流支援事業の利用世帯数・新規利用世帯数	186世帯	240世帯	
	児童扶養手当受給率 *低減目標	児童扶養手当受給率 *低減目標	79.5%	72.5%	★
		生活保護世帯の小学1年生～中学2年のうち、塾代支援を利用して通塾している子どもの割合	18.7%	20%	★

柱	施策の目指す姿	指標	令和6年度実績	令和12年度目標値	第4章掲載
安心して子どもを産み育てられる環境を充実させる	2-4 社会的支援を必要とする子を守るための家庭支援 保護者や家庭のニーズに合った、課題や困難を解決、軽減するためのサポートを受けられている。	虐待対応終結率	61.7%	70%	★
		発達相談件数	1,659件	1,600件	
		こども支援センターげんきの相談件数のうち保健センターの心理相談からつながった割合	24%	25%	
		発達支援児の行動上の課題が軽減した割合	98.4%	98%以上を維持	
		学校や保育園等での保護者の相談や手続きにおける通訳派遣件数	54件	64件	★
	チャレンジ学級等の学校以外の学びの場につながった不登校児童・生徒の割合	チャレンジ学級等の学校以外の学びの場につながった不登校児童・生徒の割合	16.6%	41.6%	★
		福祉まるごと相談課で受けた子ども関連の相談に係る行政機関へのつなぎ件数	50件	120件	
		重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業の利用者数	47人	70人	★
		ペアレント・メンターによる相談事業の相談実施件数	110件	220件	★
		職員向けの研修の参加後に、こどもまんなか社会および子どもの貧困対策への理解が深まったと回答した職員の割合	94%	100%	★
地域全体で子ども・若者の成長を支える	3-1 こどもまんなか社会に対する理解促進 多くの区民や職員が、「こどもまんなか社会」の意義を理解している。	区民向け講座、講演会の参加後に、こどもまんなか社会および子どもの貧困対策への理解が深まったと回答した方の割合	(新規指標)	100%	★
		あだち子どもの未来応援基金への寄附件数	991件	2,000件	★
		学習支援ボランティア登録者数	420人	500人	★
		ながら見守り参加者数	4,945人	9,000人	★
	3-2 地域活動への参加促進 「こどもまんなか社会」の活動に、「参加したい人」「やってみたい人」が増えている。	ヤングケアラーに関する研修の受講者数	150人	300人	★
		登校サポーター登録者数	140人	200人	★
		「あやセンター ぐるぐる」や「たけのつカーパーク」の活動のうち、子ども・若者に関係する企画実施数	20件	100件	★

柱	施策の目指す姿	指標	令和6年度 実績	令和12年度 目標値	第4章 掲載
地域全体で子ども・若者の成長を支える	3-3 地域団体等による活動の推進 「こどもまんなか社会」を支える団体や個人の活動が増えていき、その輪が広がっている。	NPO活動支援センター登録団体のうち、子どもを支援するNPO団体の数	93団体	110団体	★
		子ども食堂が区内小学校区に1か所以上設置されている割合	49.2%	70%	
		大学連携事業において提供する体験プログラムの種類	30種	42シユル	★
		大学連携による体験プログラムの参加者数	7,493人	10,871人	★

資料編

令和四年法律第七十七号 こども基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 基本的施策（第九条—第十六条）
- 第三章 こども政策推進会議（第十七条—第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

- 第二条** この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
- 2** この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
 - 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 - 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

- 第三条** こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
 - 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
 - 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する

機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
 - 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。**
- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に對処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。**
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めるなければならない。**
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。**
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。**

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。**
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。**
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。**
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。**

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行ふ関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目な

く行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

- 第十三条** 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

- 第十七条** こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。
2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 こども大綱の案を作成すること。
二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

- 第十八条** 会議は、会長及び委員をもって組織する。
2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

- 第十九条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

資料編2 足立区こども計画審議会条例等

足立区こども計画審議会条例

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画として足立区こども計画を策定することに關し必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区こども計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、足立区こども計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、その結果を区長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(定足数)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開とすることが適當でないと認めたときは、この限りでない。

(守秘義務)

第9条 審議会の委員は、その職務に關し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区こども計画審議会	日額 8,000円
-------------	-----------

足立区こども計画審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区こども計画審議会条例（令和6年足立区条例第24号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、足立区こども計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 区議會議員 4名以内
- (2) 区内に在住し、在勤し、又は在学する者 4名以内
- (3) 区内で活動する有識者 4名以内
- (4) 学識経験者 4名以内
- (5) 区職員 2名

2 前項第2号に掲げる区内に在住し、在勤し、又は在学する者は、公募とする。

(関係者の意見聴取)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者の意見を聞き、又は助言を求めることができる。

2 前項の規定による学識経験者その他の関係者の招集は、会長が行う。

(説明員の出席要求)

第4条 会長は、区職員に対し、事案に関し説明させ、又は意見を述べさせるため、審議会への出席を求めることができる。

(表決)

第5条 審議会の議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 条例第8条の規定による審議会の公開の方法、手続その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。
(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策経営部あだち未来支援室長付子どもの貧困対策・若年者支援課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、令和6年6月28日から施行する。

資料編3 計画の策定経過

本計画の策定にあたり「足立区こども計画審議会」を設置し、調査・審議を行いました。また、策定の過程において子ども・若者当事者からの意見聴取やパブリックコメントを実施し、計画策定の参考としました。

1 足立区こども計画審議会（全5回）

(1) 審議期間

令和6年8月～令和7年8月

(2) 概要

足立区長の附属機関として「足立区こども計画審議会」を設置し、区長からの諮問により本計画策定に必要な事項について調査・審議し、答申いただきました。

本計画は子どもの貧困対策に重点を置いた計画とするため、これまでの「未来へつなぐ あだちプロジェクト 子どもの貧困対策実施計画」の策定や評価に携わっていただいた学識経験者のほか、公募の区民、区内有識者、区議会議員など18名で構成しました。区民委員のうち2名は29歳以下の若者委員として参画し、子ども・若者当事者に近い視点から意見をいただきました。

※ 審議経過は92ページ参照

※ 委員名簿は93ページ参照

2 子ども・若者の意見反映

足立区こども計画審議会で審議した基本理念（案）に対する意見や、本計画の有効な周知方法などを聴くため、令和7年7月に都立青井高等学校で「アダチ若者会議（こども計画編）」を実施し、高校生の視点で意見を伺いました。

※ アダチ若者会議（こども計画編）の結果は94ページ参照

3 パブリックコメント

令和8年1月27日から2月26日まで、パブリックコメントを実施しました。

«足立区こども計画審議会審議経過»

回	開催日	主な議題
第1回	令和6年8月27日	～第一部～ 1 足立区こども計画審議会委員委嘱 2 足立区こども計画審議会 会長・副会長選出 3 諮問 4 区長挨拶 ～第二部～ 1 委員自己紹介 2 こども計画審議会の運営について 3 こども計画審議会のスケジュール 4 こども計画策定の趣旨と方向性 5 こども計画策定の検討素材 6 意見交換（区の現状・課題等）
第2回	令和6年11月21日	1 こども計画「基本理念（案）」の検討について 2 意見交換
第3回	令和7年2月21日	1 こども計画「基本理念（案）」および「柱立て」について 2 こども計画「施策」の検討について
第4回	令和7年5月21日	1 こども計画「施策」の検討について 2 意見交換 3 答申書について
第5回	令和7年8月27日	1 答申書の確認について 2 意見交換



▲藤原会長（左）に足立区長が諮問（第1回審議会にて）



▲審議会の様子

足立区こども計画審議会委員名簿（18名）

※選出区分ごとに氏名の五十音順

	氏名（敬称略）	所属・役職など
学識経験者委員	阿部 彩	東京都立大学 人文社会学部 人間社会学科 教授
	末富 芳	日本大学 文理学部 教育学科 教授
	藤原 武男	東京科学大学 大学院 医歯学総合研究科 教授
	山田 哲也	一橋大学 大学院 社会学研究科 教授
区内有識者委員	加藤 泰弘	東京都立青井高等学校校長
	川上 重昭	足立区民生・児童委員協議会第三合同会長
	高木 政代	ソーシャルワーク・アドバイザー
	中山 勇魚	特定非営利活動法人 Chance For All 代表理事
公募委員	小野 茜	
	菊地 美穂	
	田中 優哉	
	山崎 衛	
区議会議員	太田 せいいち	足立区議会議員
	しぶや 竜一	足立区議会議員
	ぬかが 和子	足立区議会議員
	水野 あゆみ	足立区議会議員
区職員	中村 明慶	教育長
	勝田 実（※1）	副区長

（※1）令和7年5月21日から任期

前委員 長谷川 勝美（前足立区副区長） 令和7年3月28日まで

「アダチ若者会議における意見聴取結果（概要）」

「キミも。ミーティング～こども計画編～」

開催日時	令和7年7月15日（火）午後1時～午後3時
会場	東京都立青井高等学校
対象	東京都立青井高等学校の生徒
参加者数	12名

「基本理念（案）に掲げる言葉のイメージ」「こども計画策定後の情報発信」などについて、以下のような意見がありました。

※7月15日時点の基本理念（案）は以下の通り。

「子ども・若者のウェルビーイングとともに考え、生まれ育った環境に左右されない未来に向かって、ともに進むアダチをつくっていく」

①基本理念（案）についてどう思うか？	<ul style="list-style-type: none"> ●足立区の理念が見えてくるので好きです ●どんな計画なんだろう。何をしてくれるのかなと気になるような理念になっている ●書いていることが多い。パッと見たときに理解できなかった
②こども計画を若者に知ってもらうには？	<ul style="list-style-type: none"> ●コンビニで売っているお茶のラベルなどでPR ●ショート動画を作る ●分厚い計画の冊子だと手に取らないため、足立区基本計画のこども版のように概要版をつくる ●こどもが取り組む活動（俳句、交通安全ポスター конкурールなどのような企画）に参加してもらいながら計画を周知していく



◀青井高校のみなさん

アダチ若者会議での意見を基に、基本理念などを検討・調整し、最終的に計画本編31ページに記載の基本理念を区として決定しました。

資料編4 子どもの健康・生活実態調査(令和2~6年度)結果 概要版

・第6回 子どもの健康・生活実態調査（令和2年度）



令和2年度 報告書【概要版】

足立区と足立区教育委員会は、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢や希望が持てる地域社会の実現を目指しています。そのためには、できる限り正確に子どもの健康と生活の実態を把握することが重要と考え、令和2年10月に第6回「子どもの健康・生活実態調査」を実施しました。コロナ禍にも関わらず、調査にご協力いただき誠にありがとうございました。

本調査の結果を踏まえ、「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」を通して、引き続き好ましい生活習慣の定着を図ってまいります。

足立区長 近藤 やよい
足立区教育委員会 教育長 大山 日出夫

調査の概要

◆ 調査対象：区立の小学校に在籍する6年生 全員（69校）

区立の中学校に在籍する2年生 一部（7校）

	小6	中2	合計
調査票配付数	5,355	659	6,014
集計・分析対象数	4,489	551	5,040
（有効回答率）	(83.8%)	(83.6%)	(83.8%)

◆ 調査時期：令和2年10月

◆ 実施方法：無記名アンケート方式により、区が学校を通じて質問票を配付・回収

調査から見えてきたこと

男子の肥満傾向が目立つ

令和2年度の小学6年生と中学2年生の男子は、肥満の割合が高くなっています（P2グラフ①）。

運動習慣やテレビの視聴時間に課題も

令和2年度の小学6年生と中学2年生では、一週間にほとんど・全く運動しない子どもの割合が増加していました（P3グラフ②）。さらに、テレビの視聴時間も大幅に増えています（P3グラフ③）。

食習慣は維持、むし歯は減少

一方で、コロナ禍にも関わらず、食事を野菜から食べる習慣は、維持することができました（P4グラフ⑥）。また、むし歯が1本もない子どもの割合も増えています（P5グラフ⑨）。

コロナ禍を乗り越えるために、基本的な生活習慣の維持が大切

新型コロナウイルス感染症が拡大して自宅で過ごす時間が増えたこともあり、肥満傾向の男子が多くなり、テレビの視聴時間が長くなったりする等、子どもの健康と生活にコロナ禍の影響があらわれ始めています。

同時に、本調査の結果から、朝食を毎日食べている子どもと比べて、時々食べない子どもは、肥満のリスクが1.29倍高いなど、基本的な生活習慣と肥満のリスクに関連性があることがわかりました（P4⑤付イド）。コロナ禍であっても、基本的な生活習慣を維持していくことが大切です。

新型コロナウイルス感染症の拡大が、子どもの健康と生活に与える影響については、今後も、より詳細な分析を行い、対策につなげてまいります。

子どもの健康・生活の状況（調査項目の一部抜粋）

令和2年度の足立区立小学校に在籍する6年生と区立中学校2年生の健康・生活の実態は以下のとおりです。

小学6年生については、対象児童が小学2年生であったとき（平成28年度）と小学4年生であったとき（平成30年度）の結果と比較しています。

中学2年生については、平成28年度の中學

2年生、平成30年度の中學2年生の結果と比較しています。

ここでは、代表的な項目についてのみ記載しています。他の調査項目や詳細については、足立区公式ホームページをご覧ください。

足立区 子ども健康調査 ▶検索

（令和3年8月下旬以降に掲載予定）

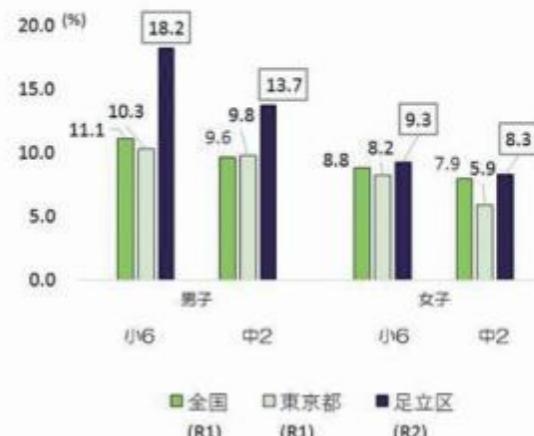
※各グラフの数字は、パーセンテージです。

子どもの身体の健康について -肥満-

① 【肥満傾向】

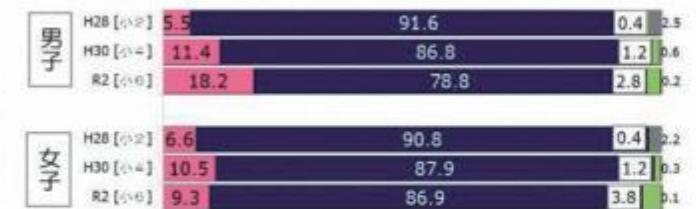
令和2年度（R2）の肥満傾向の子どもの割合は、男子は、小6で18.2%、中2で13.7%と、ともに令和元年度（R1）の全国と東京都（文部科学省による最新の統計データ）と比較して、大幅に増えています。

一方、女子は、小6で9.3%、中2で8.3%と、ともに令和元年度（R1）の全国と東京都と比較して、差はみられませんでした。



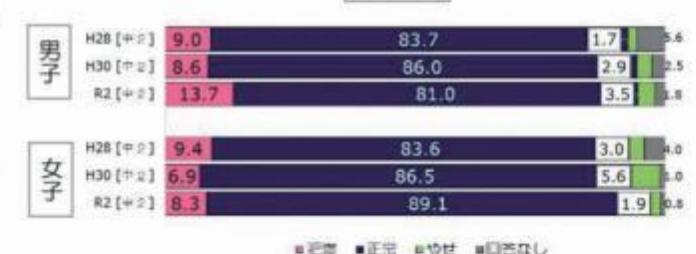
小6

小2（平成28年度）、小4（平成30年度）、小6（令和2年度）と、成長に伴う経過をみると、男子は、肥満傾向の子どもの割合が、年齢が上がるにつれて増えていることがわかりました。一方、女子の肥満傾向の子どもの割合は、年齢とともに大きな変化は見られませんでした。



中2

中2については、平成28年度と平成30年度の調査結果を令和2年度と比較したところ、男子の肥満傾向の子どもの割合は、令和2年度に増えていることがわかりました。一方で、女子の肥満傾向の子どもの割合に変化はみられませんでした。



生活習慣について -運動-

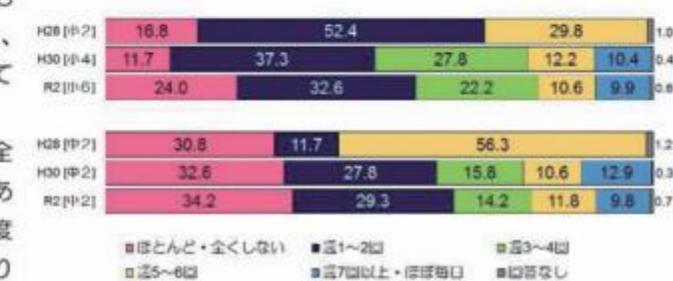
② 【運動習慣（学校での体育を除く）】

一週間でほとんど・全く運動しない子どもの割合は小6（24.0%）で、小2（16.8%）、小4（11.7%）と比べてかなり高くなっています。中2についても、一週間でほとんど・全く運動しない子どもの割合は34.2%であり、平成28年度（30.8%）や平成30年度（32.6%）と比べて、年々微増傾向にあります。

ポイント

令和2年度の小学6年生4,489名のデータを分析した結果から、ほとんど・全く運動しない子どもと比べて、週5回以上運動している

※回答者 H28（小2）以外、子ども



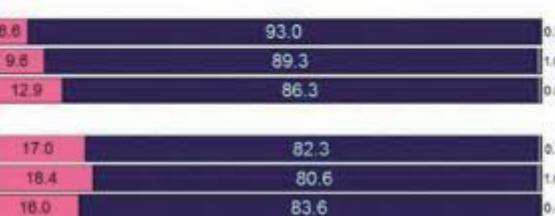
子どもは、肥満のリスクを**40%**下げることができました。

生活習慣について -朝食・食べる順番-

⑤ 【朝食習慣】

朝食を毎日食べている子どもの割合は、小2（93.0%）、小4（89.3%）、小6（86.3%）と、年齢が上がるにつれて減ってきています。中2については、朝食を毎日食べている子どもの割合は83.6%であり、平成28年度（82.3%）や平成30年度（80.6%）と比べて、差はみられませんでした。

※回答者 H28（小2）以外、子ども



ときどき～全く食べない 每日食べる 每日食べる

ポイント

令和2年度の小学6年生4,489名のデータを分析した結果から、毎日朝食を食べている子どもと比べて、朝食を時々食べない

子どもは、肥満のリスクが**1.29倍**高いことがわかりました。

生活習慣について -テレビ視聴・読書習慣-

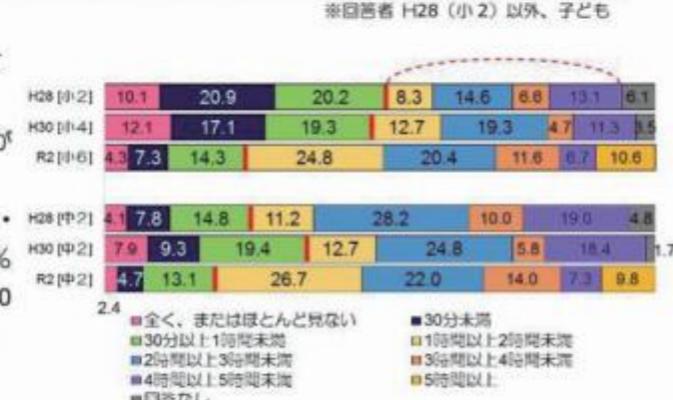
③ 【テレビ・動画の視聴時間】

テレビ・動画を一日1時間以上視聴している子どもの割合は、小6（74.1%）で、小2（42.6%）、小4（48.0%）と、年齢が上がるにつれて大幅に増えています。中2についても、一日1時間以上テレビ・動画を視聴している子どもの割合は79.8%であり、平成28年度（68.4%）や平成30年度（61.7%）と比べて、増えています。

ポイント

令和2年度の小学6年生4,489名のデータを分析した結果から、テレビを全く・ほとんど見ない子どもと比べて、一日3時間以上見るのは、肥満のリスクが**1.54倍**高いことがわかりました。

※回答者 H28（小2）以外、子ども



見るのは、肥満のリスクが**1.54倍**高いことがわかりました。

④ 【読書】

最近1か月で4～10冊以上本を読んでいる子どもの割合は、小6（34.4%）で、小4（44.1%）、小2（40.7%）と比べて、大幅に減少しました。中2についても、1か月で4～10冊以上本を読んでいる子どもの割合は15.4%であり、平成28年度（17.1%）や平成30年度（15.3%）と比べて、減少傾向にあります。



3

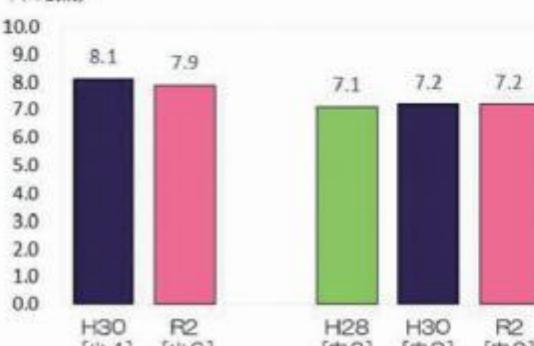
子どものこころの健康について -幸福度・逆境を乗り越える力-

⑦ 【幸福度】

子どもの幸福度（自分は幸せだと感じるこ）の平均得点は、10点満点中7.9点で、大きな変化はみられませんでした。

中2についても、幸福度の平均得点は7.2点で、平成28年度（7.1点）や平成30年度（7.2点）と比べても、差はみられませんでした。

（平均点）



※子どもの幸福度を測る質問は、H30（小4）から実施

97

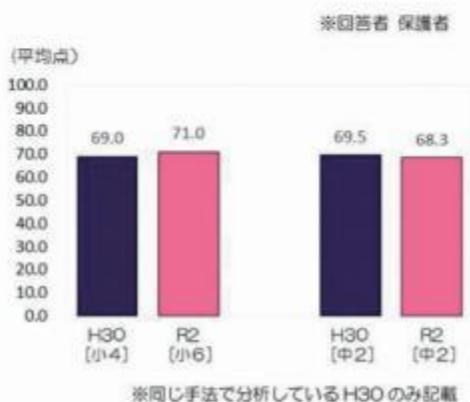
4

98

⑧ 【逆境を乗り越える力】

子どもの逆境を乗り越える力（自己肯定感や自己制御能力など）の平均得点は、100点満点中 71.0 点で、大きな変化はみられませんでした。

中 2 についても、逆境を乗り越える力の平均得点は 68.3 点で、平成 30 年度（69.5 点）と比べても、差はみられませんでした。



非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

本調査では、子どもの貧困状態を経済的な困窮だけでなく、家庭環境全体で把握すべきであると考えています。令和 2 年度の「生活困難」*世帯の該当数は、1,012 世帯（20.1%）で、平成 30 年度の 22.2%から、2.1 ポイント減少しました。内訳は、小 6 が 875 世帯（19.5%）で、中 2 が 137 世帯（24.9%）です。

生活困難が、子どもの健康・生活にどの程度関連があるかを調べるために、むし歯の状況について、非生活困難世帯と生活困難世帯を比較しました。

⑨ 【むし歯の本数】

むし歯が 1 本もない子どもの割合は、非生活困難世帯、生活困難世帯ともに増えており、改善傾向がみられています。



まとめ -コロナ禍を乗り越えるために-

中学卒業までに、**健康に生き抜くための実践力** (5つの好ましい生活習慣)

を身につけよう！

これまでの調査結果から、子どもの逆境を乗り越える力（自己肯定感や自己制御能力）の向上には、5つの好ましい生活習慣の定着が重要であることがわかっています。コロナ禍により、自宅で

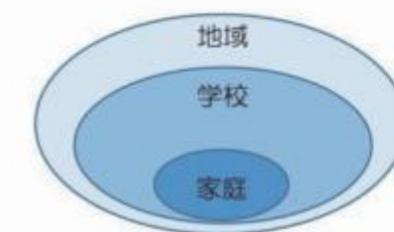
過ごす時間が増えていますが、この5つの基本的な生活習慣を実践したり、スクリーンタイム（テレビや動画等の視聴時間）を少なくしたりして、自ら好ましい生活習慣を選択できる力を身につけていきましょう。

【5つの好ましい生活習慣】

- ① 一口目は野菜から食べる
- ② 毎日朝ご飯を食べる
- ③ 決まった時間に寝る
- ④ 適度な運動を行う（30分程度を週3回以上）
- ⑤ 歯みがきを習慣化する



スクリーンタイム（テレビや動画等の視聴時間）を少なくする

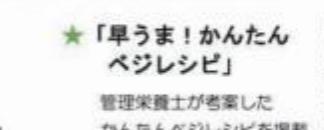
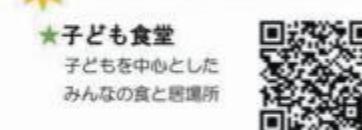


子どもの生活習慣が育まれる環境

基本的な生活習慣は、家庭・学校・地域のかかわりあいの中で育まれます。今後も区では、家庭・学校・地域の各場面で、子どもたちが経験や体験を積む機会を増やしてまいります。将来の夢や希望を実現するための土台は、「健康」です。社会環境が大きく変わっても、好ましい生活習慣を自ら選択して、健康に生き抜く力を身につけられるよう、「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」をより一層充実させてまいります。

ご利用ください

★「未来へつなぐあだちプロジェクト」の一環として、以下の活動にも取り組んでいます。



★子どものことや心身のこと等でお悩みの方は、下記の相談窓口をご利用ください。

- | | | | |
|--|---|---|--|
| ●こども・子育てについて悩みがあるとき
<こども支援センターげんき>
江北保健センター 03-3896-4011
千住保健センター 03-3888-4278
竹の塚保健センター 03-3855-5093
中央本町地域・保健総合支援課 03-3880-5352
女性相談(予約制) 03-3880-5223 | ●なんなく心や体が不調なとき
<こども支援センターげんき>
江北保健センター 03-3852-3535
千住保健センター 03-3888-4278
竹の塚保健センター 03-3855-5093
中央本町地域・保健総合支援課 03-3880-5352
女性相談(予約制) 03-3880-5223 | ●パートナーからの暴力や嫌がらせの悩み
<男女参画プラザ>
東部保健センター 03-3606-4171 | ●生活や仕事に悩みがあるとき
<くらしとしごとの相談センター>
江北保健センター 03-3896-4011
千住保健センター 03-3888-4278
竹の塚保健センター 03-3855-5093
中央本町地域・保健総合支援課 03-3880-5352
<豆の木相談室> 03-3880-5932 |
|--|---|---|--|



詳しい調査結果は、足立区公式ホームページをご覗ください。
発行：足立区・足立区教育委員会（令和 3 年 7 月）
編集：足立区衛生部こころとからだの健康づくり課
国立大学法人東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 国際健康推進医学分野
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター研究所 社会医学研究部
問合：03-3880-5433（足立区衛生部こころとからだの健康づくり課）



調査の概要

- ◇ 調査対象：区立の小学校に在籍する1年生全員 5,003名（69校）
- ◇ 調査時期：令和3年10月
- ◇ 実施方法：無記名アンケート方式により、区が学校を通じて質問票を配付・回収
- ◇ 回答状況：有効回答4,001名（有効回答率80.0%）※回答者の約90%は子どもの母親

調査から見えてきたこと

■ 男子・女子ともに肥満傾向児*が増加

令和3年度の小学1年生は、男子・女子とともに、令和元年度と比べて肥満傾向にある子どもの割合が高くなりました（P2 グラフ①）。

*肥満傾向児とは？

P2 ■肥満傾向
お子さまの肥満度を調べてみましょう を参照

■ むし歯のない子ども、野菜から食べる子どもは年々増加

むし歯が1本もない子どもの割合は大幅に増えています（P2 グラフ②）。食事を野菜から食べる（ベジ・ファースト）子どもの割合も年々増えています（P2 グラフ④）。

■ 運動・読書習慣は減少、テレビ・動画の視聴時間や睡眠時間も課題

運動習慣のない子どもの割合は平成27年度から少しずつ増える一方、月に4冊以上本を読んでいる子どもの割合は年々減っています（P3 グラフ⑤⑥）。また、テレビ・動画を一日1時間以上視聴している子どもの割合は、令和元年度から4.5ポイント増え、午後10時以降に就寝している子どもの割合も4ポイント増えました（P3 グラフ⑦⑧）。

■ 子どもに直接届ける対策が決め手

新型コロナウイルス感染症の拡大による自粛生活の影響により、運動する機会が減ったため、肥満傾向にある子どもが増えていると考えられます。一方で、全ての子どもが受診できる「あだらっ子歯科健診」の実施により、むし歯のない子どもは増え、保育園や幼稚園、学校給食等での「いただきます。野菜から」に重点を置いた食育により、ベジ・ファーストを実践している子どもも増えました。今回の調査でも、子どもに直接届ける対策の重要性、有効性が明らかになりました。

今後は効果の見えない施策に対して、対策の中身にも着目し、「自分でも出来た！」と思える成功体験を通じて、習慣化につなげるアプローチ等の検討が必要です。



<1>

子どもの健康・生活の状況（調査項目の一部抜粋）

足立区立小学校に在籍する1年生の健康・生活の実態は以下のとおりです。平成27年度・29年度・令和元年度の結果と比較を行っています。

ここでは、代表的な項目についてのみ記載しています。詳細は、足立区公式ホームページをご覧ください。

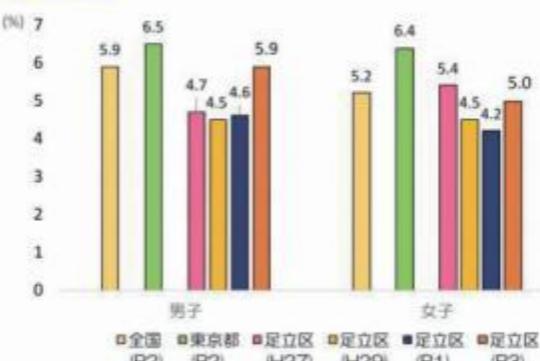
足立区 子ども健康調査 検索

（令和4年4月下旬以降に掲載予定）

※各グラフの数字は、パーセンテージです。

健康について

■肥満傾向



① 令和3年度の肥満傾向の子どもの割合は、東京都全体と比較すると低いものの、令和元年度の足立区小学1年生と比べると、男子は1.3ポイント、女子は0.8ポイント高くなりました。

お子さまの肥満度を調べてみましょう。



※リンク先
一般社団法人 日本小児内分泌学会
「子どもの肥満」

▲詳しくは、上記サイトの

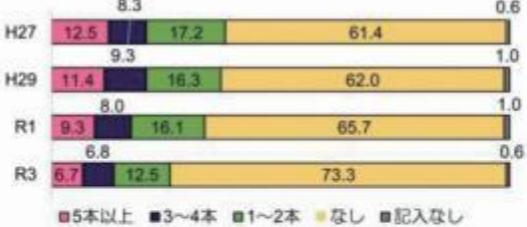
男子用 肥満度判定曲線
女子用

をクリック

子どもの肥満度は、性別、年齢別、身長別標準体重から求められ、肥満度が、20%以上の子どもが肥満傾向児とされています。

■むし歯

② むし歯が1本もない子どもの割合は73.3%で、令和元年度より7.6ポイント増えました。



食生活について

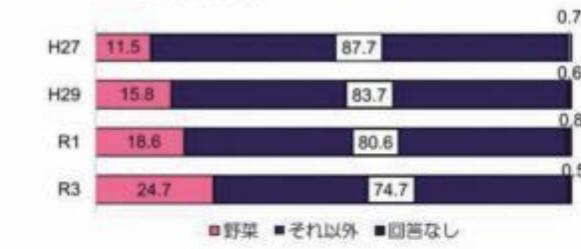
■朝食

③ 朝食を毎日食べている子どもの割合は、93.7%で平成27年度、29年度、令和元年度から変化はなく、朝食をときどき～全く食べない子どもは、約6%います。



■食べる順番

④ 食事を野菜から食べている（ベジ・ファースト）子どもの割合は24.7%で、令和元年度より6.1ポイント増え、ベジ・ファーストは年々大幅に増加してきています。



<2>

家庭生活について

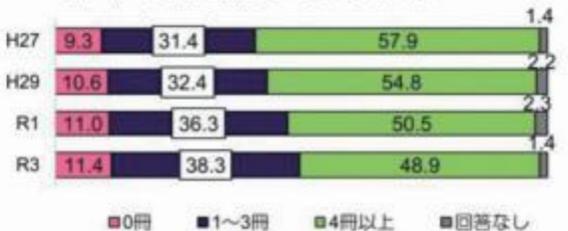
■運動

⑤ 一週間でほとんど・全く運動しない子どもの割合は13.2%で、令和元年度より1.5ポイント増え、年々増加しています。



■読書

⑥ 最近1か月で4冊以上本を読んでいる子どもの割合は、48.9%で、令和元年度より1.6ポイント減り、年々大幅に減少してきています。



■テレビ・動画

⑦ テレビ・動画を一日1時間以上視聴している子どもの割合は、78.3%で、平成27年度より年々減少傾向にありましたが、令和3年度は令和元年度より4.5ポイント増えました。



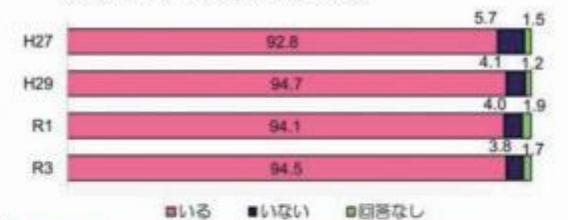
■母親の就業状況

⑨ 母親が常勤・正規職員として働いている世帯が年々増えており、平成27年度より9.2ポイント増えました。



■保護者の相談相手の有無

⑩ 保護者に相談相手がいる割合は、平成27年度より1.7ポイント増加しました。



ポイント

これまでの調査結果から、保護者が困ったときに相談できる相手がいる世帯は、子どもの健康面（予防接種の受診率や自己肯定感等）に良い影響を与えることが明らかとなっています。

非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

本調査では、子どもの貧困状態を経済的な困難だけでなく、家庭環境全体で把握すべきであると考えています。令和3度の「生活困難」世帯の該当件数は、668世帯(16.7%)で、令和元年度の19.7%から、3ポイント減少しました。

*「生活困難」とは、

以下のA・B・Cのいずれか一つでも該当する場合と定義しています。

- A 世帯年収300万円未満の世帯
※年収は、令和2年の状況
- B 生活必需品の非所有世帯（子どもの生活において必要と思われる物品や急な出費に備えた5万円以上の貯金がないなど）
- C 水道・ガスなどのライフラインの支払い困難経験世帯

<3>

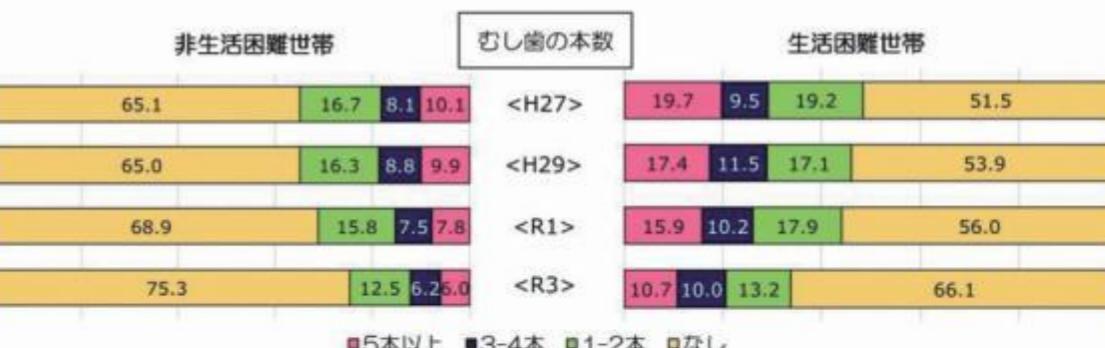
非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

生活困難が、子どもの健康・生活にどの程度関連があるか調べるために、非生活困難世帯と生活困難世帯を比較しました。

むし歯が1本もない子どもの割合は、非生活困難世帯(75.3%)、生活困難世帯(66.1%)とともに

年々増え、大幅に改善されてきています。

また、食事を野菜から食べている（ベジ・ファースト）子どもの割合も、非生活困難世帯(25.3%)、生活困難世帯(22.7%)ともに増えてきています。



ご利用ください



「未来へつなぐあだちプロジェクト」では、本調査の実施以外にも、以下の活動等に取り組んでいます。

★子ども食堂

子どもを中心としたみんなの食と居場所



★応援アプリ

ひとり親家庭の暮らしに役立つ情報をお届け

★「早うま！かんたんベジレシピ」
管理栄養士が考案したかんたんベジレシピを掲載



■窓口のご案内■

子どものことや心身のこと等でお悩みの方は、下記の相談窓口をご利用ください。

●こども・子育てについて悩みがあるとき

<こども支援センターへんき>
子育てに関すること 03-3852-3535
発達に関すること 03-5681-0134
不登校に関すること 03-3852-2872

●なんなく心や体が不調なとき

江北保健センター 03-3896-4011
千住保健センター 03-3888-4278
竹の塚保健センター 03-3855-5093
中央本町地域・保健総合支援課 03-3880-5352
東部保健センター 03-3606-4171

●パートナーからの暴力や嫌がらせ性的指向及び性自認に関する悩み

<男女参画プラザ>
女性・男性DV・LGBT
相談（予約制） 03-3880-5222

●生活や仕事に悩みがあるとき

<くらしとしごとの相談センター>
03-3880-5705

●どんな相談でも
<よりそいホットライン>
0120-279-338



◆詳しい調査結果は、足立区公式ホームページをご覧ください。
※令和3年度報告書本編は、令和4年4月下旬以降に掲載予定

発行：足立区・足立区教育委員会（令和4年3月）
編集：足立区衛生部こころとからだの健康づくり課
国立大学法人東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 国際健康推進医学分野
国際研究開発法人 国立成育医療研究センター研究所 社会医学研究部
問合：03-3880-5433（足立区衛生部こころとからだの健康づくり課）

<4>

第8回 子どもの 健康・生活 実態調査



調査の概要

- ◆調査対象：区立の中学校に在籍する2年生全員4,396名（35校）
 - ◆調査時期：令和4年10月
 - ◆実施方法：無記名アンケート方式により、区が学校を通じて質問票を配付・回収
 - ◆回答状況：有効回答3,233名（有効回答率73.5%）
- ※第6回調査（令和2年度小6時に実施）では対象者5,355人であったことから、959人（18%）は、区立中学以外に進学したと考えられる。

今回の調査結果・8年間の成果

■男子は肥満傾向、女子は全国同程度に改善

令和4年度の中学生は、男子はやや肥満傾向にあるものの、女子は全国と同程度でした（P2グラフ①）。

■食習慣、むし歯は良い結果

年齢が上がるにつれて、食事を野菜から食べる「ベジ・ファースト」を実践している割合は増加しています（P2グラフ④）。また、小学6年生の時と比較して、むし歯がある子どもの割合は中学生になっても増加していません（P2グラフ②）。

■ひとりで簡単な朝食がつくれるは前回より増加

ひとりで簡単な朝食がつくれる子どもの割合は約8割で、令和2年度の中学生と比較して1.8ポイント増加しています（P3グラフ⑤）。

■運動習慣は維持・読書習慣は増加

令和2年度の中学生と比べると、運動していない子どもの割合は同程度で、コロナ禍の中でも増加傾向は見られません。また、月に4冊以上読書をする子どもの割合は2.1ポイント増えています（P3グラフ⑥⑦）。

○子どもに直接届ける対策の継続で成果

区では、子どもの頃からの望ましい生活習慣の定着が将来の健康につながると考え、小学1年生の頃から「ベジ・ファースト」や食後の歯磨き指導等に取り組んできました。その結果、中学生になった子どもたちの野菜から食べる割合は約3倍増、乳歯が生え変わる年齢になってもむし歯のない割合は高止まりする結果が出ています。

○健康に生き抜く実践力で夢や希望を実現

基本的な生活習慣は、家庭・学校・地域の関わり合いの中で育まれます。今後も区は各場面において、子どもたちが経験や体験を積む機会の充実に努めています。また、将来の夢や希望を実現するための土台は「健康」です。好ましい生活習慣を自ら選択して、健康に生き抜く力を身につけられるよう、「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」を一層充実させてまいります。

子どもの健康・生活の状況（調査項目の一部抜粋）

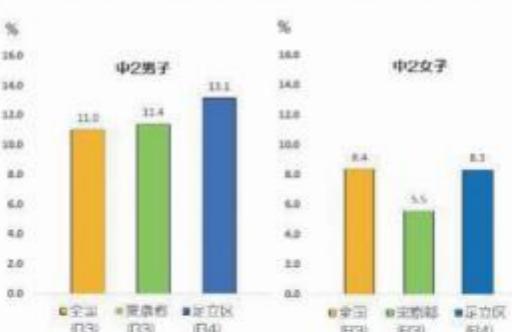
足立区立中学校に在籍する2年生の健康・生活の実態は以下のとおりです。平成28年度・30年度・令和2年度の結果と比較を行っています。
（令和5年度掲載予定）足立区 子ども健康調査 検索

健康について ※肥満傾向は東京都・全国の中2と比較

※むし歯の本数は同じ集団の小6時等と比較

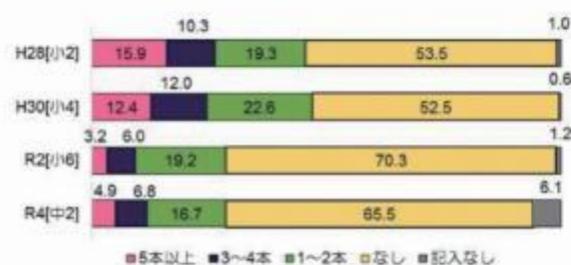
【肥満傾向】

- ① 令和4年度の肥満傾向の子どもの割合は、男子は13.1%で、令和3年度の全国と東京都のデータ（文部科学省による最新の統計データ）と比較して、やや高めの傾向です。女子は8.3%で、東京都より高いものの全国と比較すると同程度です。



【むし歯の本数】

- ② むし歯が1本もない子どもの割合は65.5%で、小6から中2にかけて、むし歯のない割合は高いまま維持しています。



お子さまの肥満度を調べてみましょう。



※リンク先
一般社団法人 日本小児内分泌学会
「子どもの肥満」

▲詳しくは、上記サイトの男子用 女子用

食生活について ※同じ集団の小6時等と比較

【朝食習慣】

- ③ 朝食を毎日食べている子どもの割合は81.3%と年齢が上がるにつれて減っています。全国（文部科学省による最新の統計データ・中3）と比較すると、同程度です。



【食べる順番】

- ④ 食事を野菜から食べている（ベジ・ファースト）子どもの割合は35.9%で、年齢が上がるにつれて増えています。



家庭生活について ※過年度の中2と比較

■ひとりで簡単な朝食がつくれる

⑤ ひとりで簡単な朝食がつくれる子どもの割合は77.5%で、令和2年度（中2）より1.8ポイント増えています。



■運動

⑥ 1週間でほとんど・全く運動しない子どもの割合は33.7%で、コロナ禍においても増加しませんでした。



■読書

⑦ 最近1か月で4冊以上本を読んでいる子どもの割合は17.5%で、令和2年度（中2）より2.1ポイント増えています。



■テレビ・動画

⑧ テレビ・動画を1日4時間以上視聴している子どもの割合は18.7%で、令和2年度（中2）より1.6ポイント増えています。



■母親の就業状況

⑨ 母親が常勤・正規職員として働いている世帯の割合は26.3%で、令和2年度（中2）より3.2ポイント増えています。



Qポイント

これまでの調査結果から、保護者が困ったときに相談できる相手がいる世帯は、子どもの健康面（予防接種の接種率や自己肯定感等）に良い影響を与えることが明らかとなっています。

非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

本調査では、子どもの貧困状態を経済的な困難だけでなく、家庭環境全体で把握すべきであると考えています。令和4年度の「生活困難」世帯*の該当件数は、702世帯（21.7%）で、令和2年度（小6）の19.5%から、2.2ポイント増加しました。

*「生活困難」とは、

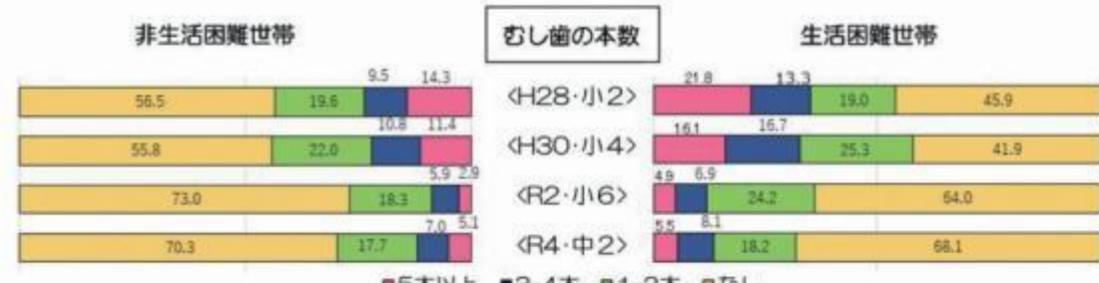
以下のA・B・Cのいずれか一つでも該当する場合と定義しています。
A 世帯年収300万円未満の世帯 ※年収は令和3年の状況
B 生活必需品の非所有世帯（子どもの生活において必要と思われる物品や急な出費に備えた5万円以上の貯金がないなど）
C 水道・ガスなどのライフラインの支払い困難経験世帯

<3>

非生活困難世帯と生活困難世帯の比較 ※同じ集団の中6時等と比較

生活困難が、子どもの健康・生活にどの程度関連があるか調べるために、非生活困難世帯と生活困難世帯を比較しました。むし歯が1本もない子どもの割合は、非生活困難世帯が70.3%、生活困難世帯が68.1%と、調査当初と比較してその差が大幅に改善

されました。また、食事を野菜から食べている（ベジ・ファースト）子どもの割合も、非生活困難世帯が37.0%、生活困難世帯が32.9%と、それぞれ増えています。



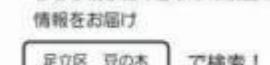
ご利用ください

「未来へつなぐあだちプロジェクト」では、本調査の実施以外にも、以下の活動等に取り組んでいます。

★子ども食堂 MAP
子どもを中心としたみんなの食と居場所



★応援アプリ
ひとり親家庭の暮らしに役立つ情報をお届け



★「早うま！かんたん
ベジレシピ」
管理栄養士が考案した
かんたんベジレシピを掲載



窓口のご案内

子どものことや心や身体のこと等でお悩みの方は、下記の相談窓口をご利用ください。

●こども・子育てについて悩みがあるとき

くども支援センターげんき
子育てに関するご相談
発達に関するご相談
不登校に関するご相談

●なんとなく心や身体が不調なとき

江北保健センター 03-3896-4011
千住保健センター 03-3888-4278
竹の塚保健センター 03-3855-5093
中央本町地域・保健総合支援課 03-3880-5352

●パートナーからの暴力や嫌がらせ 性的指向及び性自認に関する悩み

く男女参画プラザ
女性・男性DV・LGBT
相談（予約制） 03-3880-5222

●生活や仕事に悩みがあるとき

くくらしとしごとの相談センター
03-3880-5705

●どんな相談でも

くよりそいホットライン
0120-279-338

◆詳しい調査結果は、
足立区公式ホームページをご覧ください。

※令和4年度報告書本編は、
令和5年度掲載予定

発行：足立区・足立区教育委員会（令和5年3月）※令和5年9月一部訂正
編集：足立区衛生部こころとからだの健康づくり課

国立大学法人東京医科歯科大学 大学院医療学総合研究科 国際健康推進医学分野
国際研究開発法人 国立成育医療研究センター研究所 社会医学研究部
問合：03-3880-5433（足立区衛生部こころとからだの健康づくり課）



<4>

第9回 子どもの 健康・生活 実態調査



令和5年度 報告書 【概要版】

足立区と足立区教育委員会は、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢や希望が持てる地域社会の実現を目指しています。そのためには、できる限り正確に子どもの健康と生活の実態を把握することが重要と考え本調査を実施してまいりました。

平成27年度にスタートした本調査は、当初計画していた9年間の調査最終年を迎えるました。ご協力頂いてきた全ての皆様に感謝申し上げますとともに、これまでの調査結果を踏まえ、子どもたちのレジリエンスの向上や、健康増進に効果が見込まれる具体的な支援策の充実に、専一層注力して参ります。

足立区長

近藤 やよい

足立区教育委員会 教育長 大山 日出夫

調査の概要

- ◇ 調査対象：区立の小学校に在籍する1年生全員 4,584名（67校）
- ◇ 調査時期：令和5年10月
- ◇ 実施方法：無記名アンケート方式により、区が学校を通じて質問票を配付・回収
- ◇ 回答状況：有効回答 3,460名（有効回答率 75.5%） ※回答者の約90%は子どもの母親

調査から見えてきたこと

■ 男子は肥満傾向が減少・女子は増加

令和5年度の小学1年生は、男子は令和3年度より肥満傾向が減少し全国平均を下回りましたが、女子は増加傾向にあります。

■ むし歯のない子ども、野菜から食べる

むし歯が1本もない子どもの割合は年々増えています。食事を野菜から食べる（ベジ・ファースト）子どもの割合も着実に増加しています。

■ 運動・読書習慣に課題

運動・読書習慣のない子どもは年々増えている一方、今回、月に4冊以上本を読んでいる子どもも増加しました。

子どもの健康を守り育てるために

9年間の調査から、子どもたちの健康に重要なエッセンスを得ることができました。

● 子どものレジリエンス（逆境を乗り越える力）向上のために

子どもが5つの好ましい生活習慣（一口目は野菜から食べる・毎日朝ご飯を食べる・決まった時間に寝る・適度な運動を行う・歯みがきを習慣化する）を身につけ、地域活動に積極的に

■ テレビ・動画の視聴時間は変化なし、就寝時間は改善

テレビ・動画を一日1時間以上視聴している子どもは令和3年度と比較して同程度でした。午後10時以前に就寝している子どもは増加しました。

子どもに直接届ける対策の成果

全ての子どもが受診できる「あだちっ子歯科健診」の実施や、保育園や幼稚園、学校給食等での「ベジ・ファースト」の実践により、小学1年生のむし歯のない児童の割合や、野菜から食べる児童の割合は着実に高くなっています。家庭、学校、地域社会が協力して子どもたちに直接働きかけ、成果を継続していくことが必要です。

● 保護者に相談相手がいることが大切

保護者が困ったときに相談する相手がいると、子どもの健康面に良い影響をあたえることが明らかになっており、生活困難の影響も軽減できる可能性があります。

<1>

子どもの健康・生活の状況（調査項目の一部抜粋）

足立区立小学校に在籍する1年生の健康・生活の実態は以下のとおりです。平成27年度から隔年（平成27年度・平成29年度・令和元年度・令和3年度）で調査した結果と比較を行っています。

ここでは、代表的な項目についてのみ記載しています。詳細は、足立区公式ホームページをご覧ください。[足立区 子ども健康調査](#) 検索（令和6年4月下旬以降に掲載予定）

※各グラフは、令和5年度と過去の小学1年生を比較しています。数字は、パーセンテージです。

小学校入学前施設の状況

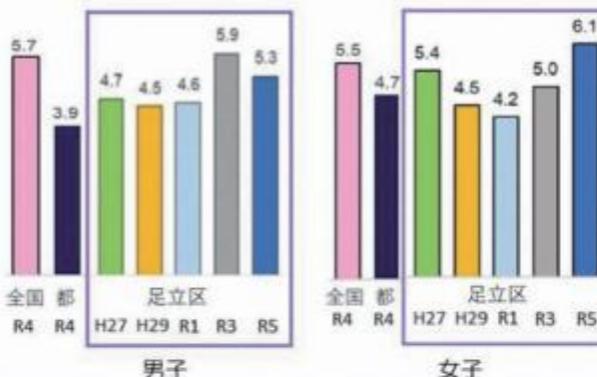
入学前に通っていた施設は調査当初と比べると保育所の割合が増加しており、令和5年度の小学1年生では全体の約半分となっています。



健康について

【肥満傾向】

令和5年度の男子は肥満傾向が全国と比較して低くなりましたが、女子は1.1ポイント高くなりました。調査当初からみると、男子は令和3年度が一番高くなっています。女子は令和元年度を機に増加傾向にあります。



食生活について

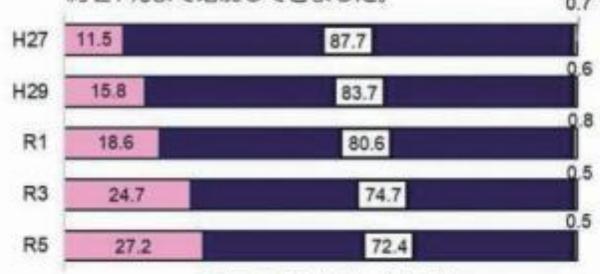
【朝食】

朝食を毎日食べている子どもの割合は92.9%で、前回より0.8ポイント減りましたが、調査当初から朝食を食べる子どもは高い割合を維持しています。



【食べる順番】

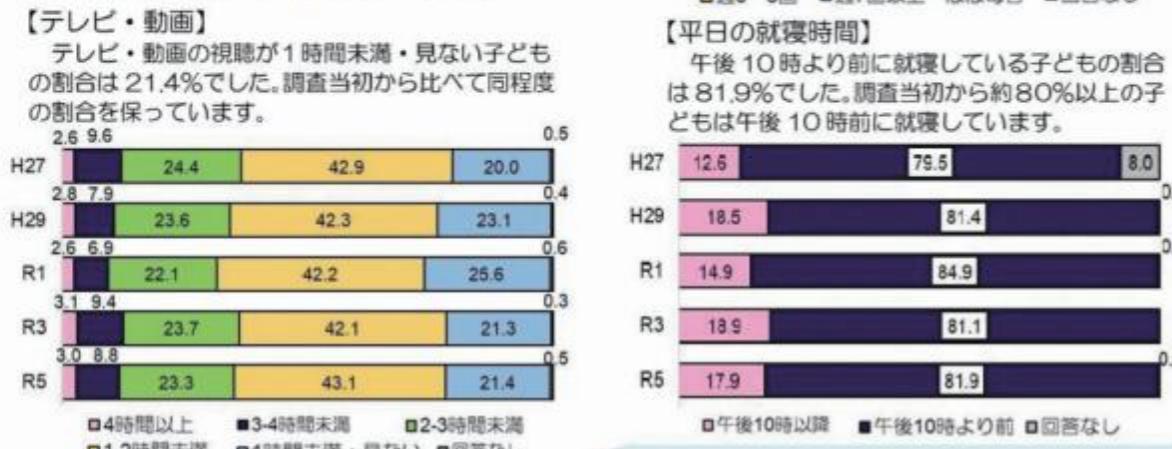
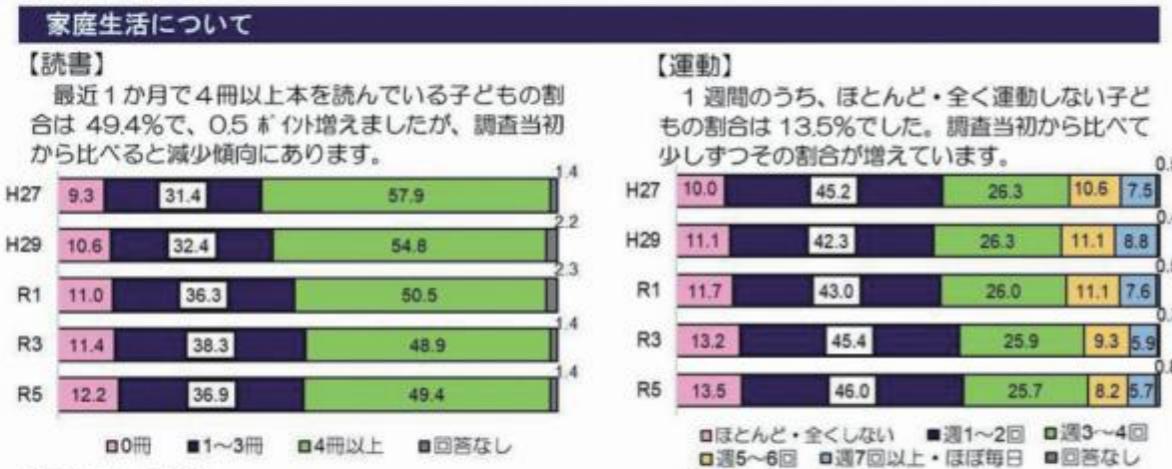
食事を野菜から食べている（ベジ・ファースト）子どもの割合は27.2%で、2.5ポイント増えました。調査当初では約12%でしたが、現在は約27%まで増加してきました。



□ときどき～全く食べない ■毎日食べる □回答なし

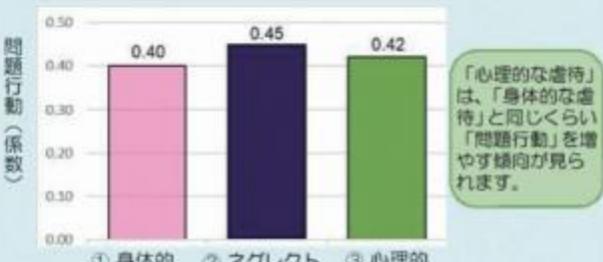
□野菜 ■それ以外 □回答なし

<2>



「心理的な虐待（子どもの心を傷つける不適切な言動）」がもたらす影響

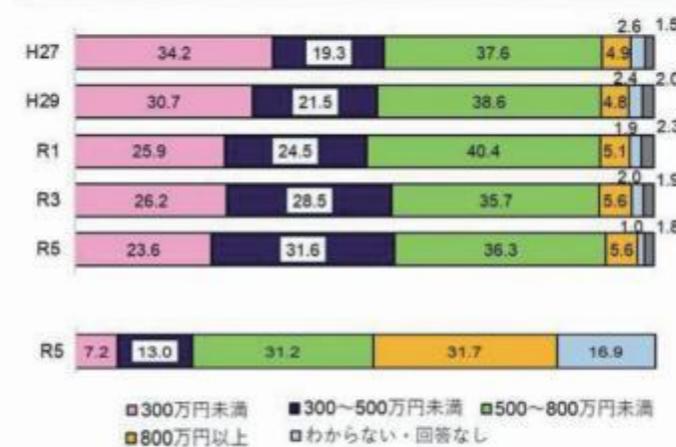
子どもに対する虐待には、①「身体的な虐待」②「ネグレクト（育児放棄）」③「心理的な虐待」があります。子どもの成長に対して、「傷つくことを繰り返し言う」といった「ことばによる心理的な暴力」が悪影響を及ぼすことが分かってきました。「心理的な虐待」が「他人を思いやる行動の低下」などの問題行動に大きく関わってくる事を、保護者だけではなく、多くの大人に知ってもらうことが大切です。



（英文） Isumi A, Doi S, Ochi M, Kato T, Fujisawa T. Am J Epidemiol. 2022 Mar 24;191(4):655-664.

<3>

保護者の生活



【母親の就業状況】

仕事をしていない母親の割合は23.6%で、前回より2.6ポイント減りました。仕事をしている割合は年々増加しています。

- 仕事をしていない
- 勤め（常勤・正規職員）
- 勤め（パート・アルバイト・非正規職員）
- 自営業・家業
- その他
- 回答なし

【世帯の経済状況】

令和5年度の世帯年収が300万円未満の世帯は7.2%でした。調査当初の平成27年度は11.4%であり、その割合は減少傾向にあります。

非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

生活困難が、子どもの健康・生活にどの程度関連があるか調べるために、非生活困難世帯と生活困難世帯を比較しました。

むし歯が1本もない子どもの割合は、非生活困難世帯、生活困難世帯とともに改善されています。

*「生活困難」とは、

- 以下のA・B・Cのいずれか一つでも該当する場合と定義しています。
- A 世帯年収300万円未満の世帯（年収は、令和5年の状況）
 - B 生活必需品の非所有世帯（子どもの生活において必要と思われる物品や急な出費に備えた5万円以上の貯金がないなど）
 - C 水道・ガスなどのライフラインの支払い困難経験世帯



窓口のご案内

子どものことや心身のこと等でお悩みの方は、下記の相談窓口をご利用ください。

●こども・子育てについて悩みがあるとき

<こども支援センターへんき>

●なんとなく心や体が不調なとき

江北保健センター 03-3896-4011

子育てに関するこ

※「すこやかプラザ」あだち区内R7.1月中旬移転予定

発達に関するこ

千住保健センター 03-3888-4278

不登校に関するこ

竹の塚保健センター 03-3855-5093

中央本町地域・保健総合支援課

03-3880-5352

東部保健センター 03-3606-4171

03-3880-5705

R6.3月まで<くらしとしごとの相談センター>

R6.4月から<福祉まるごと相談課>

<よりそいホットライン> 0120-279-338

●パートナーからの暴力や嫌がらせ的指向及び性自認に関する悩み

<男女参画プラザ>

女性DV・男性DV・LGBT

相談（予約制） 03-3880-5222

●生活や仕事、家庭の悩み、複数の図りごと、相談先がわからないとき

R6.3月まで<くらしとしごとの相談センター>

R6.4月から<福祉まるごと相談課>

03-3880-5705

◆詳しい調査結果は、足立区公式ホームページをご覧ください。

・第2期 第1回 子どもの健康・生活実態調査（令和6年度）

第2期 第1回 子どもの 健康・生活 実態調査



第1回（令和6年度）報告書 【概要版】修正版（令和7年4月子ども・子育て支援対策調査特別委員会資料の修正）

足立区と足立区教育委員会は、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢や希望が持てる地域社会の実現を目指しています。そのためには、できる限り正確に子どもの健康と生活の実態を把握することが重要と考え本調査を実施しており、昨年度に当初予定していた第1期の9年間の調査を終了しました。

今年度からは、これまでの調査結果を踏まえ実施してきた施策等の効果を確認するとともに、コロナ禍による生活スタイルの変化がもたらした児童・生徒の生活習慣、学習習慣への影響を明らかにし、より効果的な取り組みを実施するため、第2期調査をスタートいたしました。調査結果を踏まえて、今後も子どもたちの未来につながる施策を構築してまいります。

足立区長 近藤 やよい
足立区教育委員会 教育長 中村 明慶

調査の概要

- ◇ 調査対象：区立の小学校に在籍する1年生の保護者 4,581名（67校）
- ◇ 調査時期：令和6年10月
- ◇ 実施方法：オンライン回答 区が学校を通じて調査案内（回答フォームへの二次元コード）を配付
- ◇ 回答状況：回答件数 2,913名（回収率63.6%） 有効回答 2,609名
- ◇ 有効回答率：89.6%（有効回答/回答件数） 57.0%（有効回答/調査対象）※回答者の約90%は子どもの母親

平成27年度と令和6年度の「小学1年生」を比較～こんなに大きく変わりました～

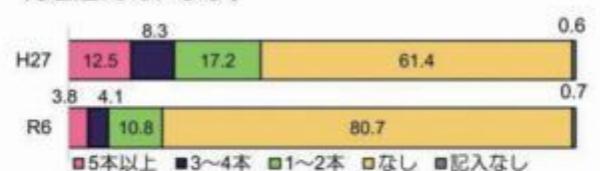
【野菜から食べる子どもは増加傾向】

食事を野菜から食べている（ベジ・ファースト）子どもの割合は29.4%で、調査当初より17.9ポイント増加しました。



【むし歯のない子どもの増加】

むし歯が1本もない子どもの割合は調査当初から比べると19.3ポイント増加し、現在は80%を超えていました。



【小学校入学前に通っていた施設】

入学前に通っていた施設は調査当初と比べると保育所・こども園の割合が増加しています。

共働き家庭の増加に伴い保育二段階が拡大してきた結果と言えます。

これまでの9年間で
見えてきました

子どもの健康・レジリエンス(逆境を乗り越える力)にとって大切なこと

保護者に「困ったときに相談できる相手がいる」と子どもの健康リスクが軽減する

これまでの調査から、保護者が困ったときに相談できる相手がいると、子どもの健康面において影響をあたえることが明らかになっています。保護者が地域と繋がり、子どもたちが地域活動に積極的に参加できるような環境づくりに取組むことが重要です。詳しくは本概要版3ページをご覧ください。

子どもが望ましい生活習慣を身につけるとレジリエンスを培える

また、5つの望ましい生活習慣（①一口目は野菜から食べる ②毎日朝ご飯を食べる ③決まった時間に寝る ④適度な運動を行う ⑤歯磨きを習慣化する）の定着は、子どもたちの自己肯定感や自己制御能力などレジリエンスの向上に大きく影響することも分かっています。

（1）

子どもの健康・生活の状況（調査項目の一部抜粋）

足立区立小学校に在籍する1年生の健康・生活の実態は以下のとおりです。

調査開始当初の平成27年度（一部は平成29年度）と令和6年度の結果を比較しています。

ここでは代表的な項目についてのみ記載しています。詳細は、足立区公式ホームページをご覧ください。

[足立区 子どもの健康調査](#) ▶ 検索
(令和7年5月以降に掲載予定)

* 各グラフは、令和6年度と過去の「小学1年生」を比較しています。数字は、パーセンテージです。

健康について

【肥満傾向】

令和6年度は調査当初と比較すると、女子は0.5ポイント、男子も0.6ポイント肥満傾向が低くなりました。男子については全国と比較しても低くなっています。



食生活について

【朝食】

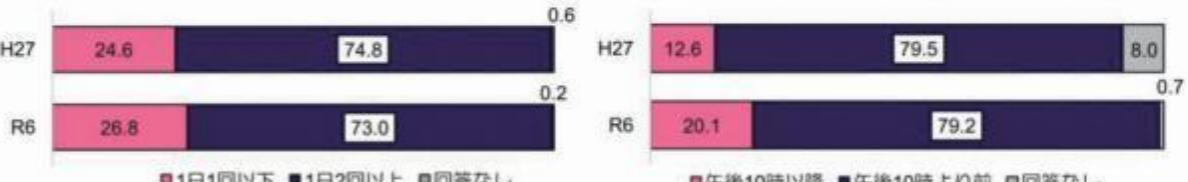
朝食を毎日食べている子どもの割合は93.6%で、調査当初から朝食を食べる子どもは高い割合を維持しています。



家庭生活について

【歯みがき】

一日2回以上歯みがきをしている子どもは、調査当初から7割以上を維持しています。



【運動】

1週間のうち、週3回以上運動する子どもは減少し、週1~2回運動する子どもが増加しています。



【平日の就寝時間】

調査当初と比較すると、午後10時以降に就寝している子どもが7.5ポイント増加しています。



【テレビ・動画】

テレビ・動画の一日の視聴時間は約51%の子どもが1~2時間ですが、4時間以上視聴している子どもの割合が1.4ポイント増加しています。



（2）

保護者の生活について

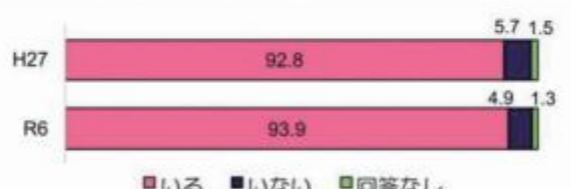
【保護者の相談相手の有無】

保護者に相談相手がいる割合は約94%となっています。調査当初から相談相手がいる割合は90%を超えていいます。

また相談できる人数は1人~2人と回答した割合が約51%となっています。

ポイント

これまでの調査結果から、保護者が困ったときに相談できる相談相手がいる世帯は、子どもの健康面（予防接種の受診率や自己肯定感等）に良い影響を与えることが明らかとなっています。



参考

【子どもについての悩みや心配事を相談する相手の有無】
父 83.6% 母 94.2%

※対象者は小学生までの子どもを養育する世帯

（出典：令和4年度 東京都福祉保健基礎調査「東京の子供と家庭」）

NEW

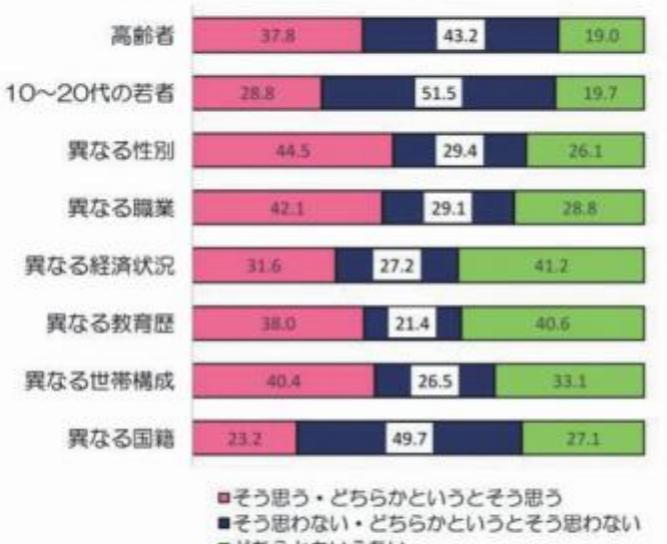
【普段の生活における交流の多様性】

保護者の仕事上も含めた普段の生活の中で、どのような特徴を持つ人たちと交流があるかについて調査しました。

交流の対象者は、左記の8つの特徴の人になります。

今回の調査の結果、「保護者が6つ以上の特性の人々と交流がある場合に、子どものレジリエンス（逆境を乗り越える力）が高くなる可能性がある」とが見えてきました。

〈保護者が普段の生活で交流することが多い人〉



■そう思う・どちらかといふとそう思
■そう思わない・どちらかといふとそう思
■どちらともいえない

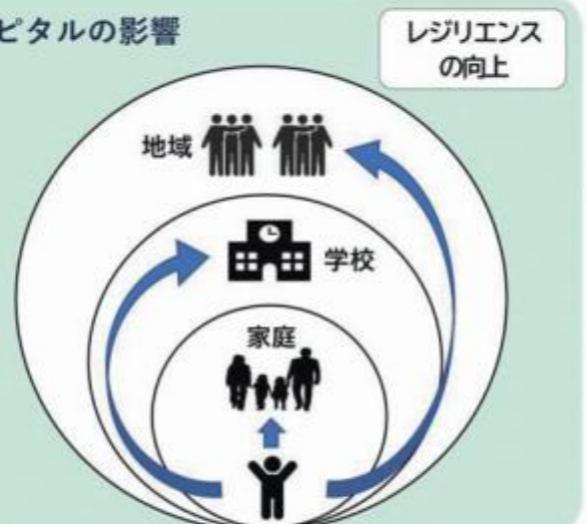
ソーシャルキャピタルの影響

これまでの調査を通して、家族との関係や社会的つながりと、子どもたちの行動（問題行動または思いやりを示す行動）との関連について分析しました。

その結果、それぞれのソーシャルキャピタルが醸成されると、子どもたちのレジリエンスを高めることにつながっていくことが分かりました。

ソーシャルキャピタルとは

人と人との関係性や結びつきを資源として捉える考え方です。人々が信頼し合って助け合うことで問題が解決され、社会全体を安定させる力となります。

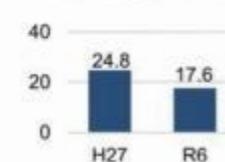


(3)

非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

生活困難世帯の割合は7.2ポイント減少しました。

「生活困難」世帯の割合



本調査では、子どもの貧困状態を経済的な困窮だけでなく、家庭環境全体で把握すべきと考えており、「生活困難」世帯について、以下のA・B・Cのいずれか一つでも該当する場合と定義しています。

- A 世帯年収300万円未満の世帯（年収は、2023年の状況）
- B 生活必需品の非所有世帯（子どもの生活において必要と思われる物品や急な出費に備えた5万円以上の貯金がないなど）
- C 水道・ガスなどのライフラインの支払い困難経験世帯

むし歯が1本もない子どもの割合は、調査当初と比べて非生活困難世帯では17.8ポイント、生活困難世帯では21.8ポイント増加しています。



■5本以上 ■3-4本 ■1-2本 ■なし

食事を野菜から食べている（ベジ・ファースト）子どもの割合は、非生活困難世帯では約30%、生活困難世帯では約26%で調査当初と比べてそれぞれ約13ポイント増加しています。



■野菜から食べる ■それ以外

窓口のご案内

子どものことや心身のこと等でお悩みの方は、下記の相談窓口をご利用ください。

- こども・子育てについて悩みがあるとき
<こども支援センターへんき>
江北保健センター 03-3896-4011
子育てに関すること 03-3852-3535
発達に関すること 03-5681-0134
不登校に関すること 03-3852-2872
- 生活全般の悩み・困りごとがあるとき
<福祉まるごと相談課>
足立区役所 別館1階 03-3880-5705
すこやかプラザ あだち3階※ 03-5888-4571
※ 令和7年4月21日OPEN
- どんな相談でも
<よりそいホットライン> 0120-279-338
- なんとなく心や体が不調なとき
<こども支援センターへんき>
江北保健センター 03-3896-4011
（すこやかプラザ あだち）内に令和7年4月21日移転
千住保健センター 03-3888-4278
竹の塚保健センター 03-3855-5093
中央本町地域・保健総合支援課 03-3880-5352
東部保健センター 03-3606-4171
- パートナーからの暴力や嫌がらせ
性的指向及び性自認に関する悩み
<男女参画プラザ>
女性DV・男性DV・LGBT
相談（予約制） 03-3880-5222



◆詳しい調査結果は、足立区公式ホームページをご覧ください。
※令和6年度報告書本編は、令和7年5月以降に掲載予定です。

発行：足立区・足立区教育委員会（令和7年3月）

編集：足立区衛生部こころとからだの健康づくり課

国立大学法人東京科学大学 大学院医歯学総合研究科 公衆衛生学分野

問合：03-3880-5433（足立区衛生部こころとからだの健康づくり課）

(4)

令和7年3月末時点の暫定版 (第3回足立区こども計画審議会資料)

資料編5 足立区の子ども・若者関連施策のライフステージごとの取組状況

ライフステージごとの取組状況		就学前	小学生期	中学生期	高校生期	大学生・若者期
子ども・若者への支援 ターゲット(ハイリスク)アプローチ	前産・産後期	就学前				
	■凡例 ◎…令和7年度新規取組 ◎、◎、◎…国、都、財団、私立校の取組 ★…子どもと保護者など支援対象がまたがっている ➡…切れ目ない支援					
	学力	MIM(多層指導モデル) そだち指導 サマースクール チャレンジ字級	中1夏季勉強合宿 英語チャレンジ講座 英語マスター講座	足立はばたき塾 通学・就職	足立ミライゼミ 学びのセーフティネット事業◎	◎大学生等の修学・就職支援事業 包括的就労支援事業 給付型奨学金 奨学金返済支援助成
	不登校		居場所を兼ねた学習支援(不登校) あすテップ スマールステップの運営		進学・就職準備付金 児童養護施設等の子どもへの自立支援	
	教育相談					
	発達相談★ 発達支援 児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 幼児発達支援(幼児療育) 中度度難聴児発達支援事業 障がい児相談支援★ 障害児福祉手当◎★	発達支援(1歳6ヶ月、3歳健診時の心理相談)★ 発達支援(ユーリップシートの活用)★ 放課後等ディービス		不登校児童・生徒へのオンライン支援事業		住まい 区営住宅の定期使用★ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸 住宅補助金交付事業★
	障がい児支援		スクールアシstantの配置 コミュニケーションの教室への支援★ ガイドヘルパー派遣 短期入所			重度障がい者への大学等修学支援事業
	就学相談★		欠食児童・生徒への支援／夏休み期間中の食の支援★		高校生の食の支援	
	外国ルーツ	日本語適応指導講師の派遣 外国人ルーツを持つ子どもに対する学習支援事業	あだち日本語学習ルームの運営	居場所・相談	セーフティネットあだち★(ひきこもり相談・居場所支援) 若年層の引きこもり支援事業 高校生世代の居場所学習支援 あだち若者サポートテラス(SODA) 伴走型コミュニケーション支援	アピアランスクア推進事業 若年がん患者在宅療養費助成
	スポーツ施設活用事業					
ユバーサル(ポビヨレーション)アプローチ	各種予防接種(定期検査)	離乳食教室・1歳ごろの栄養教室 幼稚園向け栄養教室 「早寝、早起き、朝ごはん」 6歳見つけ! 物語布事業 6歳臼歯健康教室 あうちもひと口は野菜から おいしい給食、もりもり給食ワイヤー、給食メニュークール、小松菜一齊給食	学童保育向け栄養教室 あだちっ子健康教室 食血・小児生活習慣予防健診 小中学校向け歯科保健教室(小5・中1) おうちでもひと口は野菜から	中学校生活指導員の配置 貧血・小児生活習慣予防健診 高校生向け栄養教室		成人歯科健診(20-25-30歳は特典) さわやかブラッシング教室 子宮頸がん検診 肝炎ワクチン検診 40歳前の健康づくり健診 簡易血液検査(スマホ de ドック)
	健康・生活習慣	あだちはじめてえほん★ あだちっ子歯科健診				
	ASMAP	親子はじめて歯科健診「こんにちは歯ひろば」★ 2歳歯しづらいパーク★ 妊娠婦・乳幼児家庭訪問★ 産後ケア★ こんにちは赤ちゃん訪問★ ◆ ◆ ◆ 子育て家庭訪問事業★ 乳幼児健診検査(乳幼児・6ヶ月児・9ヶ月児・1歳6ヶ月児・3歳児・経過観察健診)	幼保小連携事業★ AIドリル 足立区学力定着に関する総合調査 投げ向上に向けた取り組み 小学生なとびチャレンジ 東京都体力・運動能力・生活・運動習慣等調査	子どもの健康・生活実態調査(4-6歳)★ 子どもの健康・生活実態調査(2歳)★ 英語4技能調査 実用英語技能検定受験支援事業		
	子育てサロン(一時預かり、あかちゃんやん、ハーフペーストーサポート、ホットひと見)★ 認可保育園、認定こども園、認証保育所◎、一時保育、休日保育★ 児童館(乳幼児事業、未来応援事業、多世代交流)★	Gがくえんクラブルーム 1218 学童保育室運営事業(学童保育室の質の維持向上)				
	居場所	きかせて！みんなの意見(子ども・若者の意見聴取) 各種経験・体験(自然教室事業、環境学習ツアー、ものづくり体験、工場見学、姉妹都市交流事業、住区施設活用事業、キャリア教育支援事業、あだちワークわーくinSummer、子ども体験プログラム、Gがくえん、科学体験教室、浴場組合連携事業、プレーパーク、ジュニアリーダー育成等)	こどもみーでんぐ あだち子ども未来起業塾 国際理解教育	アダチ若者会議 高校生のための合同企業説明会◎◎★ 高校生向け企業見学★	マンスリー就職面接会◎◎★	
	安全	防犯対策(子どもを守る防犯劇プログラム)	通学路点検・安全マップ インターネット・ゲートキーパー事業 SOS の出し方教育 防災普及啓発、交通安全教室	少年非行対策		若者の相談事例集の周知

ライフステージごとの取組状況					
	産前・産後期	就学前期	小学生期	中学生期	高校生期
ターゲット(ハイリスク)アプローチ	福祉まるごと相談		不登校		
	不妊・不育ホットライン◎	多胎児家庭移動支援	不登校の子をもつ保護者のための講演会・交流会		
	不妊・不育症検査助成◎		私立学びの多様化学校在小・中学生への助成金		
	特定不妊治療費(先進医療)助成◎		※東京都等リースクール等利用者助成上乗せ		
	「卵子凍結」及び「凍結卵子を使用した妊娠」	生殖補助医療費用助成◎	就学相談★		
	妊娠高血圧症候群等の医療費助成		発達支援(1歳6ヶ月、3歳健診時の心理相談)	発達支援(チューリップシートの活用)	
	未熟児の養育医療の給付		重症心障がい児(者)等在宅レッスン事業		
			あだち・ほっとほーむ事業		
			こどもショートステイ(施設型・在宅型)		
			生活支援	応急小口資金貸付 生活福祉資金貸付事業(義務教育にかかる経費、教育支援資金貸付)	
保護者の支援	ひとり親		ひとり親家庭支援事業(豆の木相談室、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金◎、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金◎、応援アプリ・豆の木メール、サロン豆の木、ひとり親家庭の暮らしに役立つ応援ブック、養育費に関する公正証書作成促進補助金、母子・父子福祉基金)		
	児童扶養手当		特別児童扶養手当		
	父子自立支援員等の活動事業、母子生活自立支援事業		父子自立支援員等の活動事業、母子生活自立支援事業		
	ペビーシャー利用支援事業(待機児童支援)		コミュニケーションの教室への支援★		
	小児慢性特定疾患医療費助成◎				
	健康増進教室(赤ちゃんが教えてくれた糖尿病予備群の方へ)				
			学ぶ環境	要保護・準要保護児童・生徒就学援助事業 特別支援学級児童・生徒就学奨励事業 塾代支援 教育扶助	
					生徒扶助 受験生チャレンジ貸付事業◎(中学3年生、高校3年生) @大学等受験料・模擬試験料助成事業(中学3年生、高校3年生) 高等学校等入学準備助成・入学支度金 @高校生応援支援金★ 高等学校等修学支援金・学び直し支援金◎ 国公立高等学校等奨学給付金◎ 東京都立高等学校等給付型奨学金◎ 私立高等学校等奨学給付金◎ 東京都育英資金◎ 教育ローン◎★
ユニークアプローチ(ボピュレーションアプローチ)	ASMAP		外國ルーツを持つ子どもに対する学習支援事業(保護者にも)★		
	低所得妊婦の初回産科受診費用助成				
	保健指導票★ 産後育児ストレス相談				
	マザーメンタルヘルス相談				
	育児栄養相談				
	健やか親子相談				
	きかせて子育て訪問事業				
	妊婦健康検査	親子はじめて歯科健診「こんにちは歯ひろば」★	子どもの健康・生活実態調査(1・2年)★	子どもの健康・生活実態調査(4・6年)★	子どもの健康・生活実態調査(2年)★
	ファミリー学級	2歳児歯づけハイター★			
	妊産婦・乳幼児家庭訪問★	読書啓発事業			
居場所	あだち出産・子育て応援給付金		幼稚園保護者向け栄養教室		
	スマイルマスク面接	ファーストバースデーサポート			
	産後ケア★				出産・子育て
	【こんなにちは赤ちゃん訪問】★	②子育て家庭訪問事業★			
	妊婦歯科健診	乳幼児健康診査(乳幼児・0ヶ月児・9ヶ月児・1歳・6ヶ月児・3歳児・経過観察健診)			
	妊婦相談ホットライン◎	あだちはじめえほん★			
	風疹・弓形虫抗体検査・予防接種(任意)	赤ちゃん休憩室	イライラしない子育て講座		
	出産費助成	新生児聴覚検査	ペビーシャー利用支援事業(定期預かり利用支援)	家庭教育支援講座	
	先天性代謝異常等検査◎				
	子育て応援どうしようパスポート◎				
住まい	産前・産後家事支援事業	あだちファミリー・サポート・センター事業★			
	あだちマイ保育園	子ども預かり・送迎等支援			
	子育てガイドブック				
	②子育て支援アプリ	子ども医療費助成			
	子育てサロン(定期預かり・あかちゃんズ・ハーフバーステーサポート・ホッとひと息)★		認可保育園、認定こども園、認証保育所、一時保育、休日保育★	学童保育室運営事業(学童保育室の質の維持向上)	
			児童館(乳幼児事業、未来応援事業、多世代交流)★		
	あからくんタイム(図書館)		あからくんタイム(図書館)	夏休み子ども居場所事業(地域学習センター)	中高生応援事業
	小規模保育・家庭的保育(保育ママ)★				
	病院・病後児保育				
	O18 サポート◎				
学ぶ環境	児童手当	※第3子以降の算定対象は22歳まで	給食費無償化		
	保育園等・幼稚園給食費無償化		特別大会等助成事業		
	保育園等保育料無償化・幼稚園保育料補助			①入学準備金支給	
				②入学準備金支給	私立中学校等授業料軽減助成金◎ キャリア教育講座
					私立高等学校等授業料軽減助成金 都立高校授業料免除◎

ライフステージごとの取組状況						
	産前・産後期	就学前	小学生期	中学生期	高校生期	大学生・若者期
ターゲットハイリスクアプローチ		要保護児童対策地域協議会			若年者支援協議会 学校運営連絡協議会◎ 都立学校ユースソーシャルワーカー派遣事業★ あだち若者サポートステーション◎	
			学校で朝ごはん 高校中退予防等に関わる中学校・高等学校接続会議			
		あだち外国ルーツのこども支援(まるかるネット) ペアレンツメンター 子ども食堂、フードバンチャー、子どもの学習支援や居場所づくりに取り組むNPO・ボランティア団体等の支援	小・中学校での音声翻訳機導入			
		生活及び子育ての悩み相談(民生・児童委員)				住宅確保要配慮者円滑入居賃貸 住宅補助金交付事業★
		あだち子どもの未来応援基金等への寄附		教科指導専門員の派遣 先進自治体教員派遣交流 指導力推進校の実践・成果の活用 教員向けゲートキーパー研修 学習支援ボランティア事業		
			あだち大学リレー企画 幼保小連携事業★ あだちうるさい歯推進園表彰事業	あだち学童保育室 あだち放課後子ども教室	居場所	
		プレーリーダー活動 子育て仲間づくり活動	PTA 開かれた学校づくり協議会、家庭教育活動 青少年対策地区委員会 少年団体運営協議会			
		子育て自主グループ 町会・自治会(子ども会)				
		どうきょうすくわくプログラム あだちファミリー・サポート・センター事業★ 大学連携事業(体験活動)				
			職業	区内団体・企業等による、おしごと見学、職業体験等 区内企業によるものづくり体験	高校生のための合同企業説明会◎◎★ 高校生向け企業見学★	マンスリー就職面接会◎◎★
地域・関係機関等による支援						
	ユニバーサル(ホールドレーショングループ)アプローチ					